ＬＰガス災害対策に係るアンケートの実施

H29年LPガス災害対策アンケート結果

取組	実施済み	検討中
協会主催防災訓練	22	22
連携計画防災訓練	47	47
県主催防災訓練	45	45
ア）協会役員	25	26
ア）協会職員	10	12
イ）報告書の活用	46	46
ウ)被害なしの報告	44	47
エ）市町村別消費者戸数の把握	35	43
オ）広域避難所の把握	17	25
カ）災害対策会議の開催	10	10
キ）機材の配備	35	35
ク）企業枠を超えた点検・調査	15	15
ケ）第2災害対策本部の準備	15	15
コ）緊急連絡網の作成周知	20	20
サ）災害対策備品の有無	25	25
シ）災害対策バルクの導入	31	31
(9）ハザードマップ災害対応	34	34
(10）災害対策講習受講者	29	29

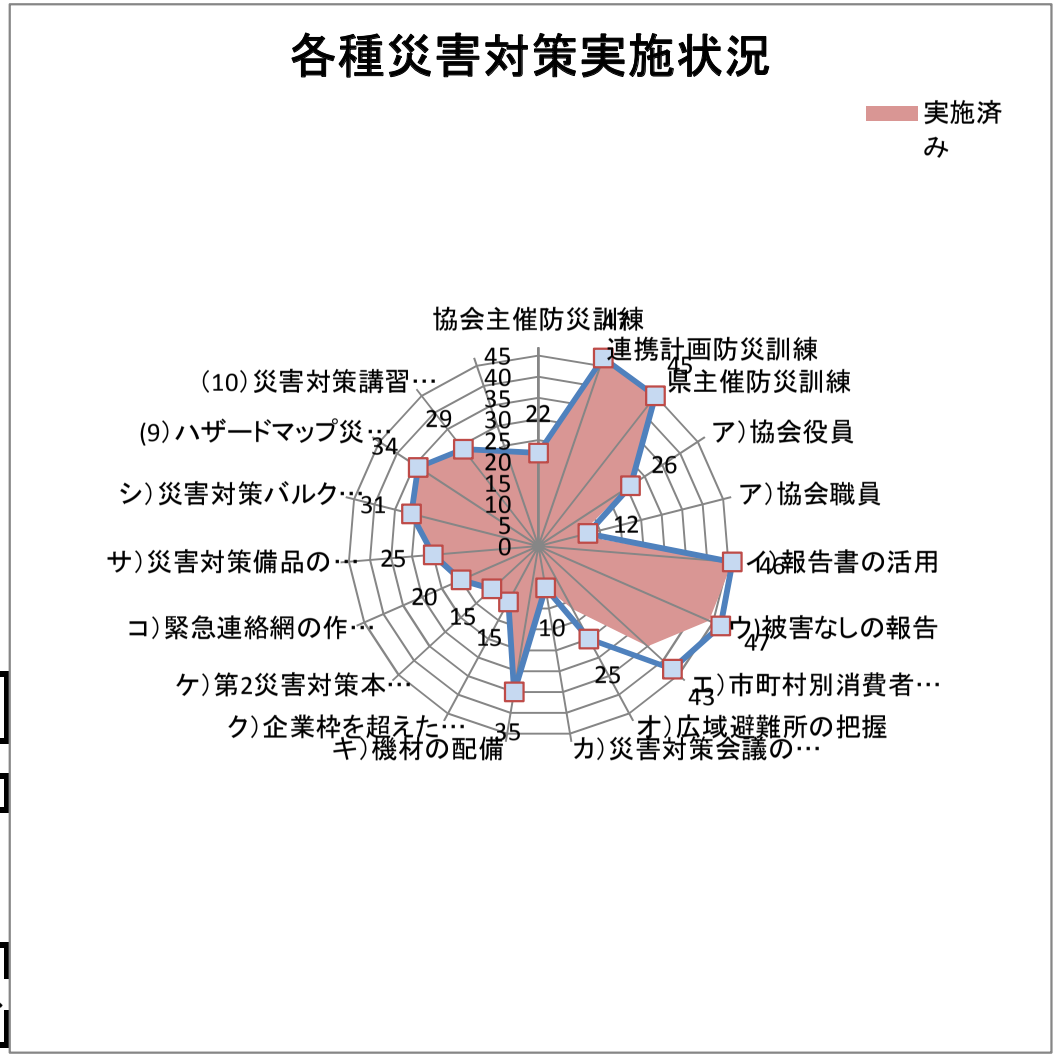

・連携計画、県主催の防災訓練はほぼ全県で実施
LPガス協会主催の防砂得訓練は約半数でしか実施されていない

・熊本地震での災害時にあった場合職員が不足する県が多数

・被災時の報告書はほぼ全県で採用・実施されている。
市町村部得LPガス消費者数の把握も43県で実施・検討中

・災害発生時の機材は配置済みだが、定期的な災害対策会議は
行われていない。その他災害時を見据えた点検・調査のルール化、
災害対策バルクの導入、ハザードマップの災害対応は道半ば

平成 30 年 2 月 28 日

高圧ガス保安協会

平成２９年度ＬＰガス災害対策アンケート結果報告

４７都道府県ＬＰガス協会に対し、平成２９年に発生した災害時の対応並びに有効な対策、今後の災害に備えて特に必要と思われる対策、各地で実施した防災訓練の実態等についてアンケートを実施した。

災害時の被害状況：協会等の対応について（１）～（５）

本年は台風や豪雨による被害が多発したが、特に７月に発生した九州北部での豪雨災害は大規模なものとなった。浸水家屋での点検調査の確実な実施や、流出容器にかかる注意喚起、また容器回収にも苦労した様子が覗える。また被災地における料金の特別措置をとった県もあった。

別添：災害に対応した事例参照

今後の災害に備えて特に必要と思われる対策（６）

防災訓練：連携強化について

１２の協会が重視する対策として回答があった。

各県協会とも被災時における災害対策本部の設置運営に対し、不安を持っており、今後、防災訓練において中核充填所を組み入れた訓練を行うなど、実態に合った体制作りを希望している。

防災訓練の実施状況においては（７）を参照

情報収集：連絡体制の構築について

実際に防災訓練を実施し、連絡体制や通信状況などの不具合から、更なる体制の充実が必要と１１協会の回答があった。電話回線の途絶時や連絡責任者との確認について充実したいという意見が大半であり、熊本地震時のように情報のインフラが生きていても情報がとれなかった（情報が発信されない）状況を危惧したものと思われる。

設備面：鎖の２重掛け、ガス放出防止型高圧ホースについて

８協会から更なる**設置促進**の意向が示された。

地震時、水害時における鎖の２重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの有効性は認知され、各県でも取り組んでいる（２８年追跡アンケート１００％導入）が、一部の県を除き大手販売店クラスしか取り組んでおらず、全販売店での導入に苦慮していると伺える。

避難所：ＬＰガス設備、ＬＰガスの供給について

避難所へのＬＰガス設備の導入と、ＬＰガスの常設を５協会が課題としてあげている。防災協定締結状況については、全国の市町村と８９％締結が完了しているが、非常時のＬＰガス器具であったり、ＬＰガス供給であったりと協定は締結しているが、一歩踏み込んでの避難所対応の公共施設へのＬＰガス常設を切に希望している。　　別添参照

マニュアル整備：見直し、周知について

４協会においては、県協会独自で作成した「災害対策マニュアル」の充実に加え、協会ＢＣＰの追加や周知、徹底を課題としている。災害対策マニュアルそのものを整備、周知、見直しの必要性があると回答している。

その他

協会の建物の耐震補強や被災時の消費者によるメーター復帰、防災士の資格取得の推奨などの回答があった。

防災訓練の実施　（７）

ア）県協会が主催する独自の訓練

ＬＰガス協会が１回／年で独自に主催しているのは２２協会

複数回実施しているＬＰガス協会は５協会

ＬＰガス協会が主催する防災訓練を行っていないのは２５協会

問題点：訓練会場の確保が出来ない。

・通信途絶をした場合の訓練が必要。

・情報伝達訓練しか出来ていない。

・消防、警察、市町村との連携協力体制がない。

イ）中核充填所の連携計画に基づく訓練

中核充填所の連携計画に基づく訓練は４７協会全てが参加しており、その内１０協会においては複数回の訓練（情報伝達訓練を含む）を実施している。

問題点：近隣の中核充填所との情報交換会が必要との意見もある。

・衛星携帯電話での情報伝達訓練で場所によっては電波状況が安定しない。

・共通バーコードが普及していない。出荷するLPガスの精算方法が不明確

・輸入基地や他県協会、消防、警察との連携訓練が出来ない。

・地元行政や近隣住民へのＰＲが必要。

ウ）県等他団体が主催する訓練への参加

県等他の団体が主催する防災訓練に参加しているのは４５協会

複数回参加しているのは２２協会

１回／年の防災訓練に参加しているのは２５協会

県等他団体が主催する防災訓練に参加をしていないのは４協会

複数の参加については、支部ごとの参加をカウントしている協会もある

問題点：関連団体との連携が無く防災訓練がマンネリ化・形骸化されている。

・全ての市町村の訓練に参加できない。

・ＬＰガス関連の訓練が実施できない。

熊本地震規模の災害が貴県で発生した場合、協会（役職員）だけで対応（情報収集、発信）は可能ですか（８）

ア） 役員の人員は足りていますか

・協会だけで対応が出来ないと思われる協会は２１協会

少人数で有り災害対策本部等に１人貼り付ければ身動きがとれない。

・役員の協会を得てなんとか可能と思われる協会は１４協会

支部からの支援でとあるが、販売店等が被災した場合は×

・協会だけで対応可能と思われる協会は１０協会（茨城、東京、静岡等）

協会職員を多く抱えている（販売店も多い）協会は可能なのかもしれない。

イ）被災状況報告書様式（事業者→協会）は活用されていますか

・被災状況報告書は**全ての協会**において採用、情報収集に活用している。

・１４の協会においては「災害対策マニュアル」の記載様式ではなく県独自の報告書の様式を採用しこまめな情報収集をしている。

ウ） 販売事業者に被害無しの報告を求めている

・「被害無し」の報告は４４の協会に於いて実施。３協会は検討中。

エ）平時に市区町村の行政単位でのＬＰガス消費者数等の情報の収集

・市町村別のＬＰガス消費者の顧客数情報は３５の協会が収集している。

・８の協会が検討中で有り、顧客数の情報収集に向け取り組んでいる。

・４の協会が収集はしていないとの回答（岩手、京都、大阪、奈良）

オ） 市町村の広域避難場所を把握しているか

・１７の協会に於いて広域避難場所を把握しているが、検討中が８協会

・２２の協会は広域避難場所を把握していない。

カ） 災害対策会議を定期的に開催しているか

・定期的に開催しているのは１０協会にすぎず３７協会は非開催

キ） 災害復旧時の統一ヘルメット・ユニフォーム等の備え

・３６の協会が災害時に同じヘルメット・ユニフォーム等を所持

・１１協会については不備

ク） 企業枠を超えた点検・調査（ローラー作戦）のルールの有無

・１５の協会はルールー化しているが３２協会はなし

ケ） 予定していた対策本部が被災した場合の対策

・第２災害対策本部の場所をあらかじめ設定しているのは１５協会

コ）行政･中核充填所を盛り込んだ緊急連絡網の作成周知

・２０の協会は対応済みだが、２７の協会は未対応

サ）協会としての災害対応備蓄品の保管

・２５の協会が災害対策用備蓄品を保管しているが備蓄品の内容は様々
少量の保存食から飲料水、ＬＰガス発電機、炊き出しセット等
群馬ではカセット６４０台カセットボンベ 1,920 本大型コンロ４０台等を備蓄
保管場所が無く備蓄できない協会もあった

シ）指定避難場所への災害対策バルクの導入

・３１の協会に於いて積極的に災害対策バルクを導入している。
１６の協会は未対応

（９）行政が発行しているハザードマップの浸水地域における浸水対策

・３４の協会においてハザードマップ地域での鎖の２重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置推進を行っているが、積極的に行っている協会は少ない。
追跡調査においても１００%の県が推奨しているが、事業者の判断でばらつきがある。
・和歌山県においては「ＬＰガス災害対策推進店」の制度を作り促進している。

（１０）保安専門技術者養成講習を受けた協会職員の有無

・２９の県協会職員が講習を受けたのは記録として残っているが、県独自のマニュアルを作成した協会では、作成メンバーが講師として講習している。
・アンケートでは講師は１０３名との回答があったが、４９名が保安専門技術者として登録されている。（保安専門技術者養成講師は除く）

（１１）その他

・１８の県協会は独自の「ＬＰガス災害対策マニュアル」を作成し対応を図っている。

平成29年度LPガス災害対策アンケート結果

協会主催防災訓練

	複数回	実施	未実施
県数	5	17	25

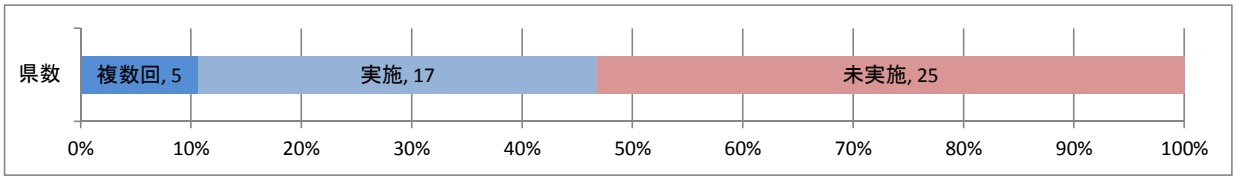

・LP協会が行う防災訓練については複数の県に於いて協会主催の防災訓練を行っている（山口、香川、広島、沖縄）
・LPガス協会独自では防災訓練の実施が難しいと想われる協会は過半数の25協会に及ぶ

連携計画防災訓練

	複数回	実施	未実施
県数	10	37	0

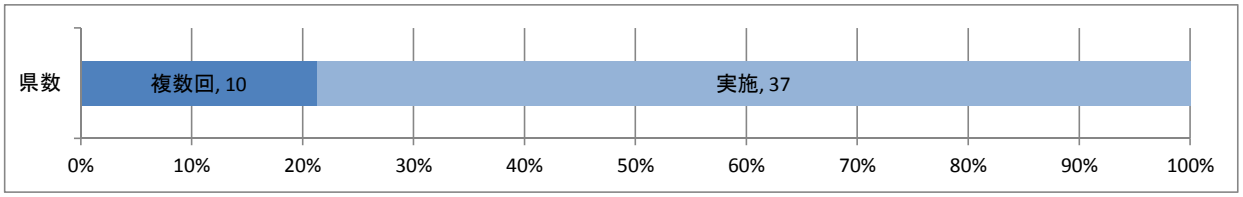

・中核充填所の連携計画に基づく訓練は国の指導の下、全ての県で実施されている
・衛星電話の通話状況が芳しくないとする協会が、複数有り緊急時の対応に一抹の不安を抱える
・県だけにかかわらず、隣県も含めた広域での訓練を望むとの回答もある

県協会等主催防災訓練

	複数回	実施	未実施
県数	22	23	2

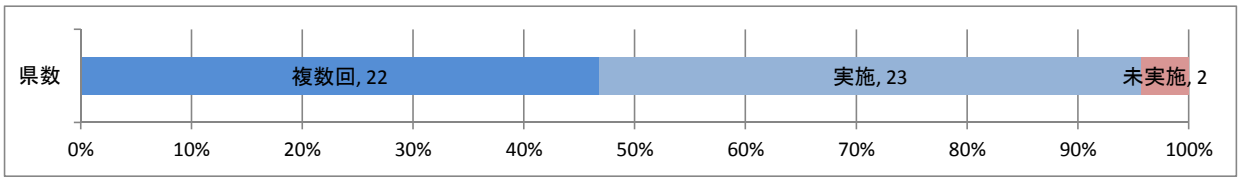

・県等が行う防災訓練には45の協会が参加しており、複数回に及ぶ参加は22協会を数える
・和歌山、京都の2協会はLPガス協会の防災訓練は実施しているが、県主催の防災訓練には参加していない

ア）熊本地震規模での協会対応

	十分	不明	不足
職員	10	2	35
役員	25	1	21

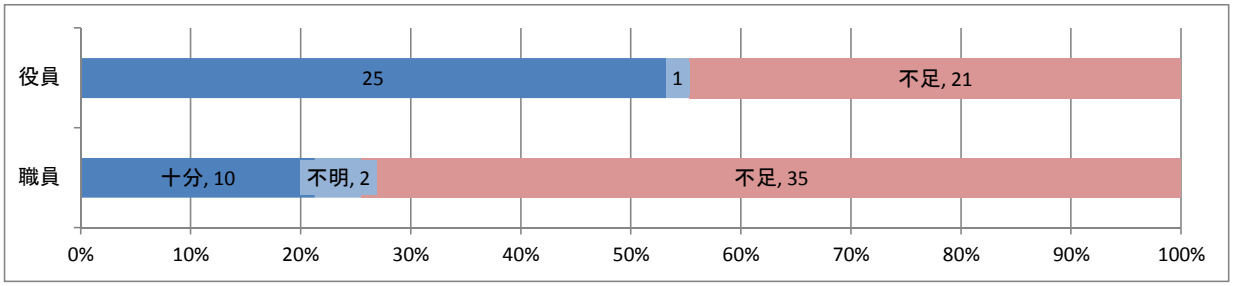

・協会役職員の協力があれば約半数の県で対応が可能、ただし協会職員は8割近くに県で不足だと感じている。
・災害が発生し災害対策本部との情報交換、災害時対応等を考えれば近隣からの人員派遣も要検討

イ）被災状況報告書の活用

	報告書	活用	不採用
県数	14	32	1

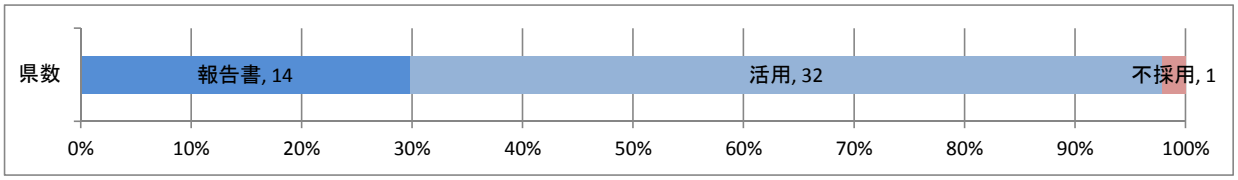

・被災状況報告書を独自のフォーマットで運用している協会は14，災害対策マニュアルの様式を採用しているのは32協会
・山口だけは被災状況報告書を採用していない

ウ)被害なしの報告実態

	実施	検討中	
県数	44	3	

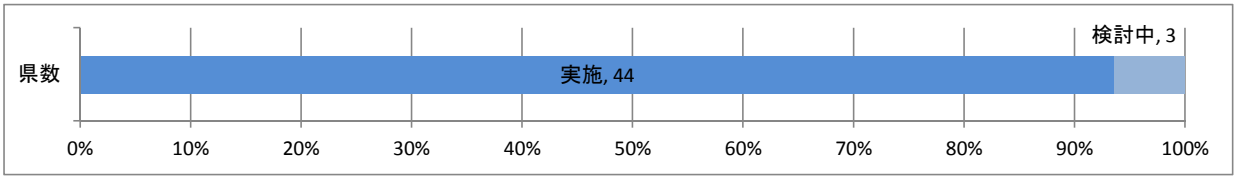

・災害対策マニュアルの浸透も有り被害なしの報告を販売事業者が自ら報告とする協会は44
・栃木、山口、佐賀の3協会は検討中

エ)市町村別消費者戸数の把握

	把握済み	検討中	未収集
県数	35	8	4

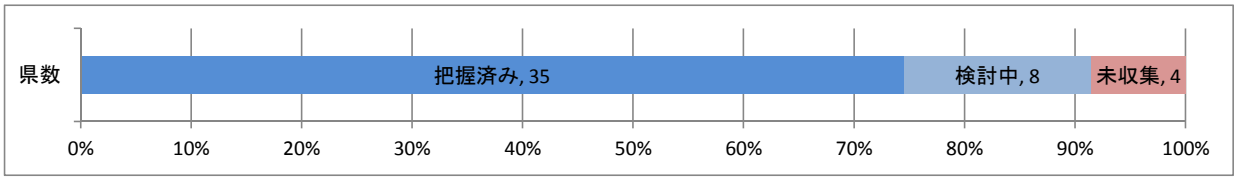

・被害状況の報告を迅速に行うため、市町村毎のLPガス消費者書体を把握している協会は35
・検討中が8　北海道、山形、栃木、群馬、東京、滋賀、広島、愛媛
・未収集は4　岩手、京都、大阪、奈良　緊急時には市町村毎のLPガス消費者軒数を代替えとすることも検討

オ)広域避難所の把握

	把握済み	検討中	未収集
県数	17	8	22

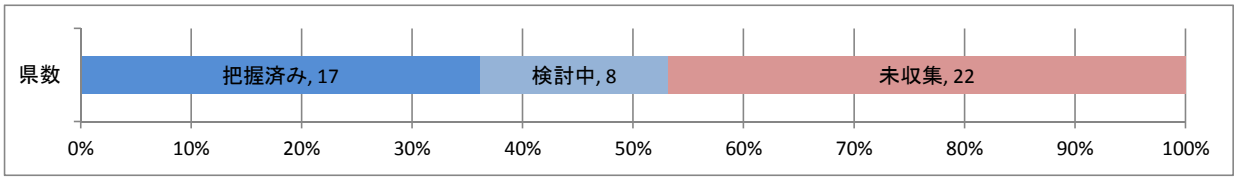

・県との連携を深め広域避難所への災害対策バルク、災害対策キット等を配備しているのは17協会
・広域避難所の場所が特定できなければ災害対応が遅れることもあり、県との連携を深め把握に努められたい

カ)定期的な災害対策会議の開催

	定時開催		未実施
県数	10		37

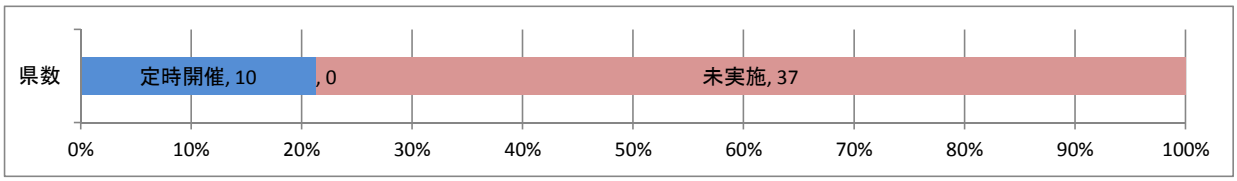

・災害対策会議そのものの提議もあるが、定期開催を定めている協会は10にすぎない

キ)災害復旧時の機材の配備

	配備済み	検討中	未配備
県数	35	0	11

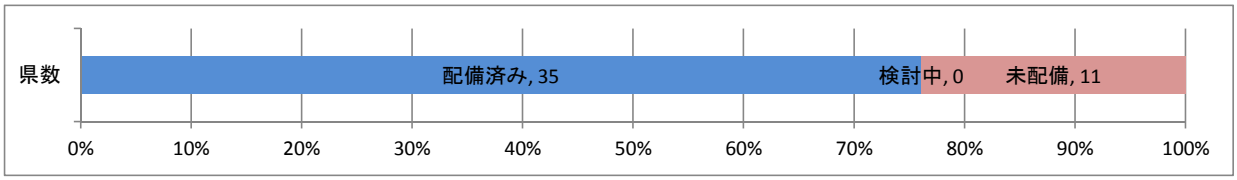

・災害復旧時に県協会として活動するための備品として、統一ヘルメット、ユニフォーム・車両用ステッカーを準備している協会は35
・配備済みとしているが数量等については、十分とはいえない
・未配備の協会も11あり今後の対応が望まれる

ク)企業枠を超えた点検・調査

	ルール有	検討中	ルール無
県数	15	0	32

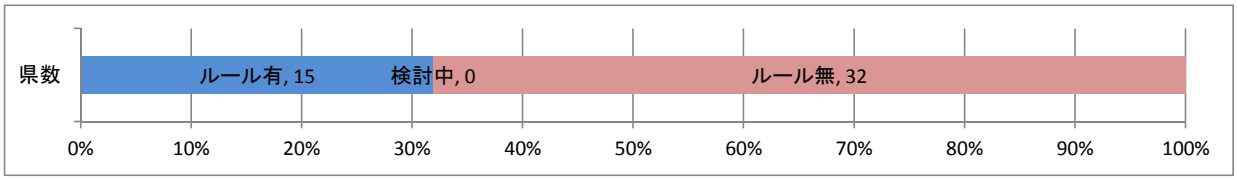

・１５の協会は対応しているが３２の協会は未対応
・熊本地震においても企業系列での応援があり、多くの販売事業者を抱える県協会はルール作りが難しいと思える。

ケ)第2災害対策本部の準備

	準備済み	検討中	未対応
県数	15	0	32

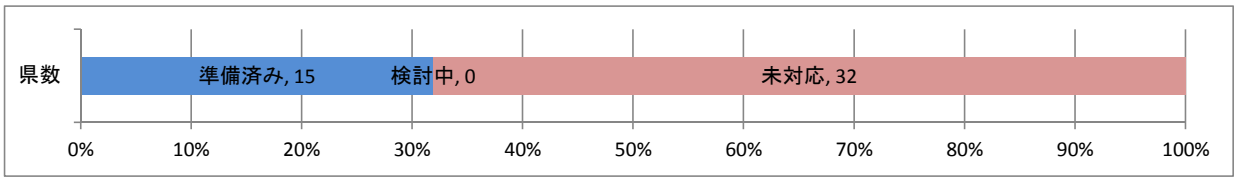

・第２災害対策本部の場所をあらかじめ設定しているのは１５協会
・　中核充填所であったり、会長会社であったり設定の基準は決まっていない

コ)緊急連絡網の作成周知

	周知済み	検討中	未対応
県数	20	0	27

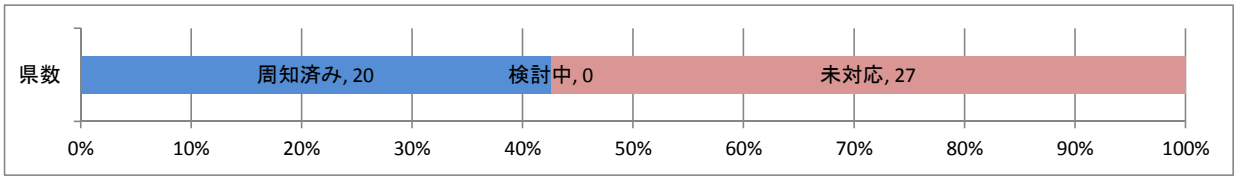

・２０の協会は対応済みだが、２７の協会は未対応

サ)協会の災害対策備品の有無

	配備済み	検討中	未対応
県数	25	0	22

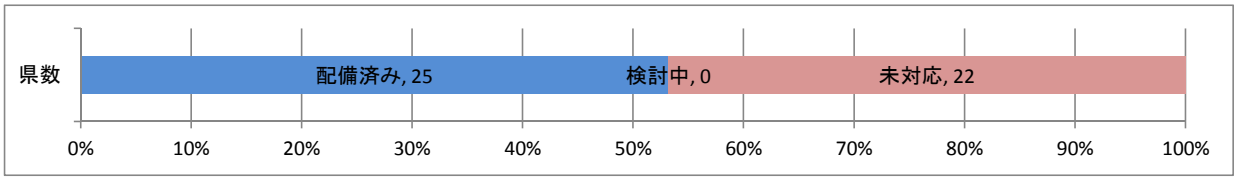

・２５の協会が災害対策用備蓄品を保管しているが備蓄品の内容は様々
少量の保存食から飲料水、ＬＰガス発電機、炊き出しセット等
群馬ではカセット６４０台カセットボンベ1,920本大型コンロ４０台等を備蓄
保管場所が無く備蓄できない協会もあった

シ)災害対策バルクの導入促進

	導入済み	検討中	未対応
県数	31	0	16

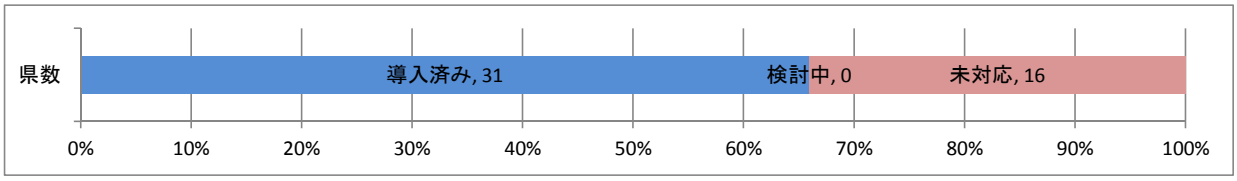

・３１の協会に於いて積極的に災害対策バルクを導入している。
１６の協会は未対応

(9)ハザードマップ災害対応

	推進中	検討中	未対応
県数	34	0	13

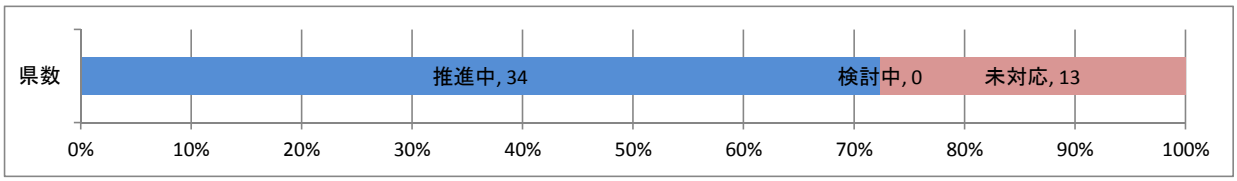

・３４の協会においてハザードマップ地域での鎖の２重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置推進を行っているが積極的に行っている協会は少ない。

(10)LPガス災害対策講習受講者

	受講済み	検討中	未受講
県数	29	0	18

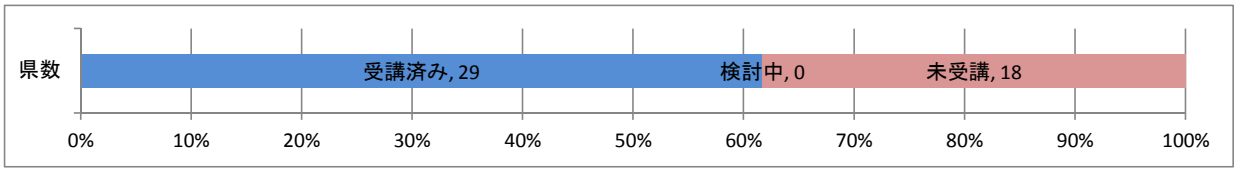

・アンケートでは講師は103名との回答があったが、29県協会４９名が保安専門技術者として登録されている。
・県独自のマニュアルを作成した協会では、作成メンバーが講師として講習している。

平成29年度アンケート：今後に備えて必要と思われる対策等と取り組み

				防災訓練の実施状況／年			熊本地震規模での人員対応		イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	(9)		
			今後の災害に備えて特に必要と思われる対策	協会主催	連携計画	県等団体	役員	職員	被災状況報告書の活用	被害報告の有無	市町村別消費者数の収集	広域避難場所の把握	定期的災害対策会議の開催	災害復旧時の機材	ローラー作戦ルールの有無	第二災害対策本部場所設定	緊急連絡網の周知	協会の災害対策備品の有無	災害対策パルクの導入	ハザードマップの災害対策	災害時の役職員の人材育成	保安専門技術者講習受講者	その他
北海道産業保安監督部	1	北海道		1	1	3	○	○	○	○	△	×	×	○	○	○	×	○	○	○	4	2	
関東東北産業保安監督部 東北支部	2	青森県		0.5	1	1	○	○	◎	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	3		青森県LPガス災害対策マニュアルの作成
	3	岩手県	被災地への支援要員のスムーズな派遣体制の構築。 連絡体制の確立。鎖の二重掛け、ガス放出防止高圧ガスホースの設置促進。	1	1	1	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○	○	6		岩手県高圧ガス災害対策規程集
	4	宮城県		0	1	3	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	0	1	
	5	秋田県		0	1	1	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	2	2	
	6	山形県	情報の早期収集・提供の確立。テレビ・ラジオ等のマスコミを通じての情報提供	0	1	2	×	×	○	○	△	△	×	○	×	×	×	×	×	○	1	2	
	7	福島県		0	1	3	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	0		
関東東北産業保安監督部	8	茨城県	防災業務計画の徹底を図る	0	2	1	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	0		
	9	栃木県	物資（食料，飲料水）の保管及び緊急時の連絡体制の維持管理	0	1	2	×	×	◎	△	△	×	×	×	×	×	○	×	×	×	5		
	10	群馬県		1	1	1	○	×	○	○	△	△	×	○	○	×	○	○	○	○	0		群馬県LPガス災害対策マニュアルを作成
	11	埼玉県	ガス放出防止型高圧ガスホース等の設置促進　・ガスメーター遮断時の復帰方法等の周知徹底　・災害時に避難所となる公共施設等について、平時からのＬＰガス利用を推進	0	1	4	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	1	1	①ＬＰガス販売店用地震対策マニュアル ②防災マニュアル
	12	千葉県	容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛け及びガス放出防止機器等（高圧ホース型、放出防止器型）の設置・連絡体制の構築	1	1	2	○	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	○	2	4	「災害対策マニュアル」を改訂し、会員各位へ配布
	13	東京都	連絡体制による情報伝達の訓練実施	1	1	2	○	○	○	○	△	○	×	○	×	○	○	×	×	×	1	1	協会独自の災害対策マニュアルに則した防災訓練を検討中
	14	神奈川県		1	1	1	△	△	◎	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	1	1	
	15	新潟県	・情報収集能力、復旧作業人員の確保	0	1	1	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	×	○	0		「新潟県ＬＰガス災害対策要綱」並びに「大規模災害時における初期対応マニュアル」の作成
	19	山梨県	防災協定の未締結市町村との締結	0	2	1	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	○	1	1	地元マスコミ作成の「そなえハンドブック」への協賛
	20	長野県	広域的災害に対して、行政の広域的な受援計画の策定	0	2	1	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	0		
	22	静岡県	会員事業者、県・市町等との連絡体制の確立・避難所へのＬＰガスの常設・災害対策マニュアルの整備	1	1	2	○	○	◎	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	7		
中部近畿産業保安監督部	16	富山県	災害発生時の迅速な状況把握・県及び各市町村と災害協定を締結しているが連絡責任者の定期的な確認	0	1	1	○	×	◎	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	1	1	「災害対策要綱」を作成・「消費者件数の把握」「災害対応機材」「緊急車両の事前届出」「救援設備士の把握」を行っている
	17	石川県	・防災訓練の実施・防災教育の実施	0	1	1	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	×	5		県協会の災害対策要綱（マニュアル）改訂に向けて作業中
	21	岐阜県		1	1	14	×	×	○	○	○	△	○	○	○	×	×	×	○	○	0		
	23	愛知県	協会ＢＣＰを作成中	0	1	1	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	
	24	三重県		0	2	2	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	0		

平成29年度アンケート：今後に備えて必要と思われる対策等と取り組み

				防災訓練の実施状況／年			熊本地震規模での人員対応		イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	(9)		
			今後の災害に備えて特に必要と思われる対策	協会主催	連携計画	県等団体	役員	職員	被災状況報告書の活用	被害報告の有無	市町村別消費者数の収集	広域避難場所の把握	定期的災害対策会議の開催	災害復旧時の機材	ローラー作戦ルールの有無	第二災害対策本部場所設定	緊急連絡網の周知	協会の災害対策備品の有無	災害対策パルクの導入	ハザードマップの災害対策	災害時の役職員の人材育成	保安専門技術者講習受講者	その他
中部近畿産業保安監督部近畿支部	18	福井県	①ガス放出防止型高圧ホースへの取替促進②くさりの二重掛け促進	0	2	1	×	×	◎	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	1	1	独自の災害対策マニュアル作成
	25	滋賀県	水害に対して、転倒防止措置の強化・張力式高圧ホースへの交換	0	1	6	×	×	○	○	△	△	×	○	×	○	○	×	○	○	2	1	
	26	京都府	「ＬＰガス災害対策マニュアル」を講習会等通じて会員事業所に対し周知徹底を図る・自治体で実施する防災訓練に継続参加し、防災体制の構築を図る	1	2	0	○	－	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	6	4	「ＬＰガス災害対策マニュアル」を講習会等通じて、会員事業所に周知徹底
	27	大阪府		0	1	1	○	○	◎	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	1	3	
	28	兵庫県	・容器転倒防止の鎖又はベルト２重掛けの推進　・ガス放出防止型高圧ホース等の設置推進	0	3	5	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	1	1	・業務主任者講習会で「ＬＰガス災害対策マニュアル」について説明・販売事業者保安講習会で災害対策について説明
	29	奈良県	ＬＰガス容器等が流出した場合の回収体制等の構築	0	1	1	×	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×	○	○	○	2	2	日本赤十字社奈良県支部と「災害時における物資等の調達に関する協定」を締結
	30	和歌山県		1	1	0	○	×	○	○	○	△	×	○	×	×	×	×	○	○	2	2	
中国四国産業保安監督部	31	鳥取県	日頃から災害を想定した訓練	1	1	2	○	×	◎	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	1	1	
	32	島根県	連絡体制の在り方と役割分担	2	1	1	○	×	◎	○	○	×	×	○	×	○	×	○	×	○	2	2	
	33	岡山県	・限られた人員のため、職員が付きっきりで報告の対応が出来ない・入居しているビルは耐震設計にはなっていない	1	1	1	○	×	◎	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×	2	1	
	34	広島県	統一ラベルの貼付依頼を行なう・県内の防災協定の締結・中核充填所と販売店の連携・災害対策部会の立ち上げ・防災士の資格取得の推奨	3	1	2	×	×	○	○	△	×	×	×	○	×	×	×	○	×	0		
	35	山口県	中核充てん所を中心とするＬＰガス供給体制の整備	7	1	1	×	×	×	△	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	6	1	
中国四国産業保安監督部四国支部	36	徳島県	「ガス放出防止型高圧ホース」および「ボンベチェーン２本掛け」の設置を促進	0	1	4	×	×	◎	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	7		「徳島県エルピーガス災害対策マニュアル」を作成中
	37	香川県	・都市ガス供給区域内の避難所にＬＰガス器具の配備又は供給体制の整備・婦人団体等の炊き出し実施団体等の訓練等	5	5	1	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	2	2	
	38	愛媛県	災害発生後の応急対応、組織体制の定期的な確認が必要	1	1	4	×	×	◎	○	△	△	×	×	×	○	○	○	×	○	2	4	
	39	高知県	電話回線が途絶えた場合や停電時の連絡手段の確保	1	2	2	×	×	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	1	平常時からの周知徹底と、会員事業所にマニュアルの徹底
九州産業保安監督部	40	福岡県		0	1	1	○	○	◎	○	○	△	×	○	×	×	○	×	×	×	1	1	独自マニュアルを作成している
	41	佐賀県	臨機応変に対応すること	0	1	1	×	×	○	△	○	×	×	○	○	×	×	×	○	×	2	2	
	42	長崎県	災害時に役立つ機器（ＬＰガス容器、発電機、コンロ）準備	0	1	3	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	2		長崎県ＬＰガス災害対策マニュアルを作成
	43	熊本県	･ガス放出防止型高圧ホースの設置推進･50kg容器の転倒防止二重掛けの設置推進	1	1	1	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	11	3	
	44	大分県		1	1	2	×	×	○	○	○	△	○	○	×	×	×	○	○	×	6	3	
	45	宮崎県	ＬＰガス設備の安全高度化（集中監視システム等）	0	1	1	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	0		
	46	鹿児島県	マイコンメーターの復旧法のより一層の周知	0	1	2	○	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	0		独自の災害対策要綱、マニュアルは策定済
那覇産業保安監督事務所	47	沖縄県	県内卸売り業者との連携が必要	3	2	3	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	0		
																					103	49	

今後に備えて必要と思われる対策等(平成29年度実施分)　　複数回答

防災訓練:連携強化　12

被災地への支援要員のスムーズな派遣体制の構築。	岩手
防災業務計画の徹底を図る	茨城
広域的災害に対して、行政の広域的な受援計画の策定	長野
防災訓練の実施・防災教育の実施	石川
自治体で実施する防災訓練に継続参加し、防災体制の構築を図る	京都
日頃から災害を想定した訓練	鳥取
中核充填所と販売店の連携・災害対策部会の立ち上げ	広島
中核充てん所を中心とするLPガス供給体制の整備	山口
婦人団体等の炊き出し実施団体等の訓練等	香川
災害発生後の応急対応、組織体制の定期的な確認が必要	愛媛
県内卸売り業者との連携が必要	沖縄
統一ラベルの貼付依頼を行なう	広島

情報収集:連絡体制　11

連絡体制の確立	岩手
情報の早期収集・提供の確立。	山形
テレビ・ラジオ等のマスコミを通じての情報提供	山形
連絡体制の構築	千葉
連絡体制による情報伝達の訓練実施	東京
情報収集能力、復旧作業人員の確保	新潟
会員事業者、県・市町等との連絡体制の確立	静岡
災害発生時の迅速な状況把握	富山
連絡体制の在り方と役割分担	島根
電話回線が途絶えた場合や停電時の連絡手段の確保	高知
災害協定を締結している連絡責任者の定期的な確認	富山

設備面:鎖の2重掛け、ガス放出防止型高圧ホースの設置促進8

鎖の二重掛け、ガス放出防止高圧ガスホースの設置促進	岩手
ガス放出防止型高圧ガスホース等の設置促進	埼玉
容器転倒防止の鎖の二重掛け及びガス放出防止機器等の設置	千葉
ガス放出防止型高圧ホースへの取替促進・くさりの二重掛け促進	福井
転倒防止措置の強化・張力式高圧ホースへの交換	滋賀
・鎖又はベルト2重掛け、ガス放出防止型高圧ホース等の設置推	兵庫
ガス放出防止型高圧ホースおよび鎖の2本掛け設置促進	徳島
ガス放出防止型高圧ホース・50kg容器の二重掛けの設置推進	熊本

避難所:LPガス設備、LPガスの供給　5

物資(食料,飲料水)の保管及び緊急時の連絡体制の維持管理	茨城
災害時に避難所となる公共施設等へ平時からのLPガス利用を推	埼玉
避難所へのLPガスの常設	静岡
都市ガス供給区域の避難所にLPガス器具配備と供給体制の整備	香川
LPガス設備の安全高度化(集中監視システム等)	宮崎

マニュアル整備:見直し、周知　4

災害対策マニュアルの整備	静岡
協会BCPを作成中	愛知
LPガス容器等が流出した場合の回収体制等の構築	奈良
LPガス災害対策マニュアルの周知徹底を図る	京都

協会:震災対策、設備補強　3

限られた人員のため、職員が付きっきりで報告の対応が出来ない	岡山
入居しているビルは耐震設計にはなっていない	岡山
災害時に役立つ機器(LPガス容器、発電機、コンロ)準備	長崎

周知:メーター復帰、容器バルブ閉止　2

ガスメーター遮断時の復帰方法等の周知徹底	埼玉
マイコンメーターの復旧法のより一層の周知	鹿児島

防災協定:締結促進　2

防災協定の未締結市町村との締結	山梨
県内の防災協定の締結	広島

講習会での周知:会員　1

防災士の資格取得の推奨	広島

平成29年度の災害発生に対して県協会販売事業者が対応した内容

産業保安監督部	都道府県		災害発生日時	災害発生場所	被災状況	協会a又は販売事業者等bが対応した内容	災害復旧状の問題点
関東東北産業保安監督部 東北支部	5	秋田県	平成29年7月22日	由利本荘市、大仙市、仙北市	大雨による家屋損壊、供給停止	a現地対策本部へ再使用時と瓦礫撤去等復旧活動時の注意喚起の協力依頼 b被害状況確認と再供給作業	情報収集の時タイミング
中部近畿産業保安監督部	24	三重県	2017年10月21日～22日	県内南部（伊勢、紀北等）	台風21号によるＬＰガス消費者の水害等の被害多数	a被害報告の取り纏め・災害見舞金の贈呈 bＬＰガス消費者の被害状況調査	
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	25	滋賀県	①8月8日②10月22日	①長浜市台風5号　②大津市・高島市台風21号	①姉川の氾濫による水没等②強風による容器庫等の破損	ａ情報伝達　ｂ一般家庭容器流出防止対応、漏えい検査および修理	
	30	和歌山県	10月22日	和歌山県新宮市	台風２１号による豪雨被害（冠水	ａ被災販売事業所の調査ｂ被害調査	
中国四国産業保安監督部	31	鳥取県	1月22日　2月9日	鳥取県内全域	災害に相当する雪害（鳥取市91cm）	a地方紙に雪害対策の広告を掲載b販売店から消費者への注意喚起	
九州産業保安監督部	40	福岡県	７月５日～６日	朝倉市、東峰村、添田町	九州北部豪雨	a現地地区協会の被害状況収集・住民への流出容器発見時の注意喚起・ＬＰガスの再開使用時の事前点検呼びかけ・放置容器の回収活動 b消費者の設備の被害状況の確認・料金の特別措置	
	44	大分県	７月５日～６日	大分県日田市、中津市	九州北部豪雨	ａ会員事業者への被災状況の確認・災害対策本部への復旧時のＬＰガス容器に対応bお客様の復旧支援活動	県市町村並びに警察等から被災地への侵入を規制され被災地には入れず、対応が出来なかった
那覇産業保安監督事務所	47	沖縄県	・7月・9月・10月	(3･9･18･21･22号)	被害状況の報告はない	被害状況及び対応について状況確認・台風後の被害状況の把握及び対応	

都道府県別の防災協定締結状況

平成29年9月30日現在
平成29年11月1日集計

都道府県	自治体計	総締結数	締結率
北海道	180	180	100%
青森県	41	39	95%
秋田県	26	26	100%
岩手県	34	34	100%
山形県	36	36	100%
宮城県	36	30	83%
福島県	60	30	50%
栃木県	26	26	100%
茨城県	45	33	73%
千葉県	55	55	100%
埼玉県	64	47	73%
群馬県	36	36	100%
東京都	63	26	41%
神奈川県	34	34	100%
新潟県	31	30	97%
長野県	78	78	100%
山梨県	28	21	75%
静岡県	36	24	67%
愛知県	55	43	78%
三重県	30	30	100%
岐阜県	43	43	100%
富山県	16	16	100%
石川県	20	20	100%
福井県	18	18	100%

都道府県	自治体計	総締結数	締結率
滋賀県	20	20	100%
京都府	27	27	100%
奈良県	40	19	48%
和歌山県	31	26	84%
大阪府	44	32	73%
兵庫県	41	38	93%
鳥取県	20	20	100%
岡山県	28	13	46%
島根県	20	20	100%
広島県	24	20	83%
山口県	20	20	100%
徳島県	25	25	100%
香川県	18	18	100%
高知県	35	35	100%
愛媛県	21	17	81%
福岡県	61	61	100%
佐賀県	21	21	100%
長崎県	22	22	100%
大分県	19	19	100%
熊本県	46	46	100%
宮崎県	27	27	100%
鹿児島県	44	42	95%
沖縄県	42	42	100%
合計	1,787	1,585	89%

（注）都道府県庁が協定により一括で市区町村を管理しているところについては、締結率100%とした。

別紙１０

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトの概要

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　トップページデザイン

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　コンテンツ一覧

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト用サーバー等のシステム仕様

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　アクセス数一覧

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　コンテンツ別アクセス数ランキング

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト　トップページ

LPガス保安技術者向けWebサイトに掲載している動画コンテンツ等の一覧

平成30年3月末現在

コンテンツ	テーマ	制作年度	内容等
学習プログラム	LPガスの基礎知識	16	
学習プログラム	販売事業の手引き（役割と責務）	17	
学習プログラム	行政庁への手続き	17	
学習プログラム	CO中毒事故防止	17	
学習プログラム	給排気設備	17	
学習プログラム	設備工事の手引き	18	
学習プログラム	緊急時連絡・対応の手引き	18	
学習プログラム	点検・調査の手引き	18	
学習プログラム	埋設維持管理の手引き	19	
学習プログラム	周知の手引き	20	
学習プログラム	漏えい試験・気密試験	21	
事故事例研究	事故事例研究Ⅰ	18	▼消費設備＜埋設管＞ 埋設管腐しょくによる漏えい爆発事故 ▼供給設備＜バルク貯槽安全弁＞ 安全弁交換時における元弁からのガス漏えい事故 ▼消費設備＜CF式瞬間湯沸器＞ 排気設備不良の瞬間湯沸器によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅱ	19	▼供給設備＜バルク貯槽の調整器 安全弁＞ バルク貯槽間の液移動による調整器安全弁からの漏えい事故 ▼消費設備＜調理機器（フライヤー）＞ 業務用ガス機器の劣化によるガス漏えい事故 ▼消費設備＜屋外設置式湯沸器＞ 屋外式湯沸器の囲い込みによるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅲ	20	▼供給設備＜ガス埋設管（供給管）＞ 他工事によるガス埋設管（供給管）損傷による漏えい事故 ▼消費設備＜ゆで麺器＞ 質量販売先の仮設テントでのCO中毒事故 ▼供給設備＜調整器、高圧ホース＞ 調整器、高圧ホースの経年劣化による漏えい事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅳ	21	▼消費設備＜自然排気式（CF式）ボイラー＞ 学校施設での調理実習中のCO中毒事故 ▼消費設備＜業務用コンロ＞ 業務用施設（ラーメン店）でのCO中毒事故 ▼消費設備＜末端ガス栓＞ 消費者による末端ガス栓の誤開放による漏えい火災事故 ▼消費設備＜金属フレキ管＞ 金属フレキ管と末端ガス栓との接続不良による漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅴ	22	▼供給設備＜連結用ホース＞ 液移動に起因するLPガス漏えい事故 ▼消費設備＜業務用コンロ＞ 保育園での調理中のCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅵ	23	▼業務用オーブンの燃焼調節用ダンパー閉そくによるCO中毒事故 ▼業務用厨房の排気設備不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅶ	23	▼調整器の経年劣化によるガス漏えい事故 ▼埋設管の損傷によるガス漏えい爆発事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅷ	24	▼排気筒の設置不良によるCO中毒事故 ▼業務用機器メンテナンス不良によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅸ	24	▼販売事業者の作業ミスによる事故 ▼施工不完全及び終了時検査の不備による事故
事故事例研究	事故事例研究Ⅹ	25	▼給排気不全によるCO中毒事故
事故事例研究	事故事例研究ⅩⅠ	25	▼質量販売における爆発事故
安全機器の原理と構造	第1版	16	容器バルブ・ガスコンロ・安全対策器具・小型湯沸器・調整器・ 大型湯沸器・マイコンメータ・ストーブ・ヒューズガス栓・バルク貯槽
安全機器の原理と構造	第2版	17	カップリング付き容器用弁・充てん設備・漏えい検知装置・液移動・再液化
安全機器の原理と構造	転造ねじ	18	
安全機器の原理と構造	再点火防止装置	21	
ビデオ映像	講習用補助教材	22	CO中毒事故防止技術ロールプレイング事例集
ビデオ映像	保安業務情報提供（Ⅰ）	22	的確な点検調査の実施と緊急時対応における漏洩したガスの排除方法について
ビデオ映像	保安業務情報提供（Ⅱ）	22	的確な周知業務の実施と周知のための工夫実例について
ビデオ映像	DVDテキスト	22	適切な保安業務の実施方法
ビデオ映像	DVDテキスト	23	調整器の調整圧力・閉そく圧力及び燃焼器入口圧力の確認方法
ビデオ映像	DVDテキスト	24	保安業務の周知について【第1部、第2部】
ビデオ映像	DVDテキスト	25	LPガス災害対策マニュアル
ビデオ映像	講習用補助教材	23	法令指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	保安業務指導講習ガイダンスビデオ
ビデオ映像	講習用補助教材	23	【CO中毒事故防止技術講習用講義ビデオ】 燃焼器の設置及び給排気設備の設置工事の要点
ビデオ映像	講習用補助教材	24	【CO中毒事故防止技術講習用ビデオ】 改訂版テキストのポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房機器メンテナンス講習用ビデオ】 テキスト・講習のポイント
ビデオ映像	講習用補助教材	25	【業務用厨房でガスをお使いの皆さまにお願いしたいこと】 パンフレットの概要説明／業務用厨房で発生したCOの動き
ビデオ映像	講習用補助教材	26	LPガス安全器具の紹介
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等で発生する事故のリスク（山小屋等に係る事故対策等教材作成事業）
ビデオ映像	事故対策等教材	26	山小屋等の特則承認制度及び消費設備調査 （山小屋等に係る事故対策等教材作成事業）
ビデオ映像	講習用補助教材	29	【保安業務指導（ヒヤリハット）講習用ビデオ】 他工事事業者による配管損傷／点火不良によるガス漏洩／調理実習室でのCO中毒

保安技術者向けＷｅｂサイト用サーバー等のシステム仕様

(1) サーバー

ハードウェア：Fujitsu RX100 S6
CPU：Intel Xeon X3430 2.4GHz
MEM: 4GB
HDD: SATA 500GB RAID1

(2) ソフトウェア

①ＯＳ　CentOS6 64bit

②アプリケーション

Apache-2.2系	MIME-Base64-2.21
PHP：5.3系	IO-stringy-2.108
PEARパッケージ	MIME-tools-5.411
DB-1.7	MailTools-1.60
Integrated Template	namazu：2.0.21
ML_Parser	nkf：2.08
PHP関連モジュール	T1Lib-1.3
flex-2.5.35	Text-Kakasi-2.04
bison-2.4.1	xpdf-3.3
m4-1.4.13	xpdf-japanese
autoconf-2.63	freetype-2.3.11
automake-1.11.1	kakasi-2.3.4
PostgreSQL：8.4系	libiconv-1.8
readline-6.0	t1lib-1.3
perl：5.10.1	qmail：1.03
Jcode.pm（ver0.82）	checkpassword-0.90
DBD-Pg-2.15（DBD::Pg）	daemontools-0.70
DBI-1.609（DBI）	relay-ctrl-3.1.1
Jcode-0.83	ucspi-tcp-0.88
libnet-1.17	qmail-date-localtime.patch
Email-Valid-0.15	openssh：5.3p1
File-MMagic-1.20	zlib：1.2.3

LPガス保安技術者向けWebサイト　アクセス数一覧

平成15年度

	2003.11.17 ～ 2003.11.30	2003.12.01 ～ 2003.12.31	2004.01.01 ～ 2004.01.31	2004.02.01 ～ 2004.02.29	2004.03.01 ～ 2004.03.31	累計
総リクエスト数	35,848	84,498	37,731	25,190	24,657	207,924
総訪問数	21,212	58,655	15,165	6,680	6,291	108,003

平成16年度

	2004.04.01 ～ 2004.04.30	2004.05.01 ～ 2004.05.31	2004.06.01 ～ 2004.06.30	2004.07.01 ～ 2004.07.31	2004.08.01 ～ 2004.08.31	2004.09.01 ～ 2004.09.30	2004.10.01 ～ 2004.10.31	2004.11.01 ～ 2004.11.30	2004.12.01 ～ 2004.12.31	2005.01.01 ～ 2005.01.31	2005.02.01 ～ 2005.02.28	2005.03.01 ～ 2005.03.31	累計
総リクエスト数	23,625	19,304	19,743	18,343	16,969	17,151	18,904	21,177	16,371	18,966	19,803	32,833	243,189
総訪問数	5,719	4,913	3,120	3,013	2,990	3,236	3,238	3,492	2,784	3,450	3,899	4,477	44,331

平成17年度

	2005.04.01 ～ 2005.04.30	2005.05.01 ～ 2005.05.31	2005.06.01 ～ 2005.06.30	2005.07.01 ～ 2005.07.31	2005.08.01 ～ 2005.08.31	2005.09.01 ～ 2005.09.30	2005.10.01 ～ 2005.10.31	2005.11.01 ～ 2005.11.30	2005.12.01 ～ 2005.12.31	2006.01.01 ～ 2006.01.31	2006.02.01 ～ 2006.02.28	2006.03.01 ～ 2006.03.31	累計
総リクエスト数	31,185	33,516	34,297	31,173	32,708	32,882	29,214	30,078	22,726	24,355	24,742	31,038	357,914
総訪問数	4,135	4,572	5,289	5,271	5,325	5,398	5,493	5,852	4,969	5,039	5,236	5,927	62,506

平成18年度

	2006.04.01 ～ 2006.04.30	2006.05.01 ～ 2006.05.31	2006.06.01 ～ 2006.06.30	2006.07.01 ～ 2006.07.31	2006.08.01 ～ 2006.08.31	2006.09.01 ～ 2006.09.30	2006.10.01 ～ 2006.10.31	2006.11.01 ～ 2006.11.30	2006.12.01 ～ 2006.12.31	2007.01.01 ～ 2007.01.31	2007.02.01 ～ 2007.02.28	2007.03.01 ～ 2007.03.31	累計
総リクエスト数			45,099	54,475	45,434	45,997	50,497	41,715	52,101	57,866	70,723	62,814	526,721
総訪問数			6,688	7,326	6,312	6,415	6,934	6,895	6,966	8,327	8,503	7,715	72,081

平成19年度

	2007.04.01 ～ 2007.04.30	2007.05.01 ～ 2007.05.31	2007.06.01 ～ 2007.06.30	2007.07.01 ～ 2007.07.31	2007.08.01 ～ 2007.08.31	2007.09.01 ～ 2007.09.30	2007.10.01 ～ 2007.10.31	2007.11.01 ～ 2007.11.30	2007.12.01 ～ 2007.12.31	2008.01.01 ～ 2008.01.31	2008.02.01 ～ 2008.02.29	2008.03.01 ～ 2008.03.31	累計
総リクエスト数							34,320	57,484	52,036	56,010	71,509	64,994	336,353
総訪問数							3,510	6,388	5,774	6,056	6,576	6,806	35,110

平成20年度

	2008.04.01 ～ 2008.04.30	2008.05.01 ～ 2008.05.31	2008.06.01 ～ 2008.06.30	2008.07.01 ～ 2008.07.31	2008.08.01 ～ 2008.08.31	2008.09.01 ～ 2008.09.30	2008.10.01 ～ 2008.10.31	2008.11.01 ～ 2008.11.30	2008.12.01 ～ 2008.12.31	2009.01.01 ～ 2009.01.31	2009.02.01 ～ 2009.02.28	2009.03.01 ～ 2009.03.31	累計
総リクエスト数							42,483	68,616	60,800	65,524	60,405	76,731	374,559
総訪問数							4,986	6,722	5,960	6,544	6,664	7,143	38,019

平成21年度

	2009.04.01 ～ 2009.04.30	2009.05.01 ～ 2009.05.31	2009.06.01 ～ 2009.06.30	2009.07.01 ～ 2009.07.31	2009.08.01 ～ 2009.08.31	2009.09.01 ～ 2009.09.30	2009.10.01 ～ 2009.10.31	2009.11.01 ～ 2009.11.30	2009.12.01 ～ 2009.12.31	2010.01.01 ～ 2010.01.31	2010.02.01 ～ 2010.02.28	2010.03.01 ～ 2010.03.31	累計
総リクエスト数					32,957	82,583	84,546	86,898	83,756	102,809	103,034	115,925	692,508
総訪問数					1,904	6,382	6,962	7,576	7,601	8,387	8,942	9,302	57,056

※2009年4月は23日より計上

平成22年度

	2010.04.01 ～ 2010.04.30	2010.05.01 ～ 2010.05.31	2010.06.01 ～ 2010.06.30	2010.07.01 ～ 2010.07.31	2010.08.01 ～ 2010.08.31	2010.09.01 ～ 2010.09.30	2010.10.01 ～ 2010.10.31	2010.11.01 ～ 2010.11.30	2010.12.01 ～ 2010.12.31	2011.01.01 ～ 2011.01.31	2011.02.01 ～ 2011.02.28	2011.03.01 ～ 2011.03.31	累計
総リクエスト数	25,392	104,022	119,628	112,110	122,240	121,340	130,998	136,221	127,841	134,657	146,475		1,280,924
総訪問数	2,483	9,326	10,283	10,351	10,165	10,414	10,707	10,968	10,296	10,705	11,272		106,970

平成２３年度

	2011.04.01 ～ 2011.04.30	2011.05.01 ～ 2011.05.31	2011.06.01 ～ 2011.06.30	2011.07.01 ～ 2011.07.31	2011.08.01 ～ 2011.08.31	2011.09.01 ～ 2011.09.30	2011.10.01 ～ 2011.10.31	2011.11.01 ～ 2011.11.30	2011.12.01 ～ 2011.12.31	2012.01.01 ～ 2012.01.31	2012.02.01 ～ 2012.02.28	2012.03.01 ～ 2012.03.31	累計
総リクエスト数					112,395	129,408	142,596	146,281	138,757	145,090	148,184		962,711
総訪問数					11,303	13,037	14,344	14,690	13,948	14,563	14,661		96,545

※2011年8月は4日より計上

平成２４年度

	2012.04.01 ～ 2012.04.30	2012.05.01 ～ 2012.05.31	2012.06.01 ～ 2012.06.30	2012.07.01 ～ 2012.07.31	2012.08.01 ～ 2012.08.31	2012.09.01 ～ 2012.09.30	2012.10.01 ～ 2012.10.31	2012.11.01 ～ 2012.11.30	2012.12.01 ～ 2012.12.31	2013.01.01 ～ 2013.01.31	2013.02.01 ～ 2013.02.28	2013.03.01 ～ 2013.03.31	累計
総リクエスト数	122,240	148,190	140,699	148,305	146,281	148,184	145,184	146,184	147,128	146,847	147,184		1,586,426
総訪問数	10,165	14,357	13,511	14,001	14,690	14,661	14,085	14,465	14,661	14,091	14,378		153,065

※2012年4月は9日より計上

平成２５年度

				2013.07.01 ～ 2013.07.31	2013.08.01 ～ 2013.08.31	2013.09.01 ～ 2013.09.30	2013.10.01 ～ 2013.10.31	2013.11.01 ～ 2013.11.30	2013.12.01 ～ 2013.12.31	2014.01.01 ～ 2014.01.31	2014.02.01 ～ 2014.02.28	2014.03.01 ～ 2014.03.31	累計	総累計
総リクエスト数				110,989	130,858	121,742	134,589	113,871	98,943	117,162	109,465		937,619	7,506,848
総訪問数				60,853	60,854	60,855	60,856	60,857	60,858	60,859	60,860		486,852	1,260,538

平成26年度

	2014.04.01 ～ 2014.04.30	2014.05.01 ～ 2014.05.31	2014.06.01 ～ 2014.06.30	2014.07.01 ～ 2014.07.31	2014.08.01 ～ 2014.08.31	2014.09.01 ～ 2014.09.30	2014.10.01 ～ 2014.10.31	2014.11.01 ～ 2014.11.30	2014.12.01 ～ 2014.12.31	2015.01.01 ～ 2015.01.31	2015.02.01 ～ 2015.02.28	2015.03.01 ～ 2015.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	114,334	128,099	139,512	152,158	124,508	129,849	145,862	130,229	113,120	133,466	129,804	143,016	1,583,957	9,090,805
総訪問数	62,866	69,731	75,714	79,522	64,203	71,434	79,700	71,045	61,590	71,825	71,481	77,959	857,070	2,117,608

平成27年度

	2015.04.01 ～ 2015.04.30	2015.05.01 ～ 2015.05.31	2015.06.01 ～ 2015.06.30	2015.07.01 ～ 2015.07.31	2015.08.01 ～ 2015.08.31	2015.09.01 ～ 2015.09.30	2015.10.01 ～ 2015.10.31	2015.11.01 ～ 2015.11.30	2015.12.01 ～ 2015.12.31	2016.01.01 ～ 2016.01.31	2016.02.01 ～ 2016.02.28	2016.03.01 ～ 2016.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	134,843	112,388	139,443	134,062	113,306	116,804	129,568	119,182	100,989	116,148	124,371	131,975	1,473,079	10,563,884
総訪問数	73,925	62,760	77,082	73,893	63,432	64,268	71,722	67,217	57,692	64,827	69,802	72,764	819,384	2,936,992

平成28年度

	2016.04.01 ～ 2016.04.30	2016.05.01 ～ 2016.05.31	2016.06.01 ～ 2016.06.30	2016.07.01 ～ 2016.07.31	2016.08.01 ～ 2016.08.31	2016.09.01 ～ 2016.09.30	2016.10.01 ～ 2016.10.31	2016.11.01 ～ 2016.11.30	2016.12.01 ～ 2016.12.31	2016.01.01 ～ 2016.01.31	2017.02.01 ～ 2017.02.28	2017.03.01 ～ 2017.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	62,281	37,255	146,065	128,194	121,073	124,142	126,698	132,022	107,784	114,554	130,856	139,963	1,370,887	11,934,771
総訪問数	38,184	21,606	82,424	70,202	67,400	70,931	70,791	72,846	59,546	63,053	71,641	75,788	764,412	3,701,404

平成29年度

	2017.04.01 ～ 2017.04.30	2017.05.01 ～ 2017.05.31	2017.06.01 ～ 2017.06.30	2017.07.01 ～ 2017.07.31	2017.08.01 ～ 2017.08.31	2017.09.01 ～ 2017.09.30	2017.10.01 ～ 2017.10.31	2017.11.01 ～ 2017.11.30	2017.12.01 ～ 2017.12.31	2018.01.01 ～ 2018.01.31	2018.02.01 ～ 2018.02.28	2018.03.01 ～ 2018.03.31	累計	総累計
総リクエスト数	132,691	148,915	156,046	136,844	137,859	135,082	145,014	137,054	120,605	124,753	122,785		1,497,648	13,432,419
総訪問数	71,326	78,773	84,373	75,479	75,702	74,633	79,528	75,491	66,108	67,389	65,830		814,632	4,516,036

ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイトに係るアンケート調査

アンケートシステムの概要

調査結果

■アンケートの実施

1の例

アンケートにご協力ください。
＊「専門技術者ページ」へログインするためのID・パスワードの発行を希望される方は下記の項目を入力の上、送信ボタンを押してください。
＊ID・パスワードの発行は、申込をされた日から7業務日以降となります。
＊ID・パスワードをお申込された「保安専門技術者」の方には、ご登録後、「保安専門技術者向けメールマガジン」を配信します。

Q1：LPガスに関する知識の向上が図られましたか
役にたった□　　どちらともいえない□
Q2：社内教育等に役立ちましたか
役にたった□　　どちらともいえない□

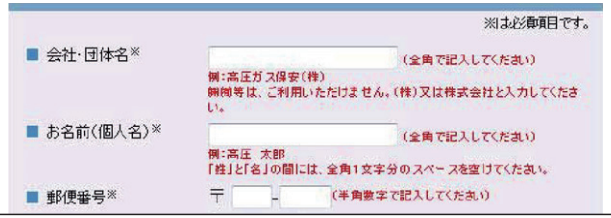

2の例

アンケートにご協力ください。今後の活動に役立てたいと考えておりますので、ご協力ください。

Q1：LPガスに関する知識の向上が図られましたか
役にたった□　　どちらともいえない□
Q2：社内教育等に役立ちましたか
役にたった□　　どちらともいえない□

3の例

任意のコンテンツにアクセスすると自動的にアンケートのコンテンツも立ち上がって当該コンテンツについて回答してもらうものです。強制的なアンケートは、訪問者に嫌がられる原因となりますので、表示方法については基本的なページを阻害しないものに、アンケートに回答するか否かは訪問者に依存するものにし、答えたくない場合には、アンケートのコンテンツを閉じてもらう方法が良いと考えています。

3 アンケート

- 簡単なアンケートに答えて頂く
- 送信ボタンをクリックすると、WEBMasterへ

■アンケート集計方法

○アンケートは、CSV集計としてプログラムを設定。
ダウンロード後、CSVをエクセルファイルに変換、
アンケート集計を分析する。

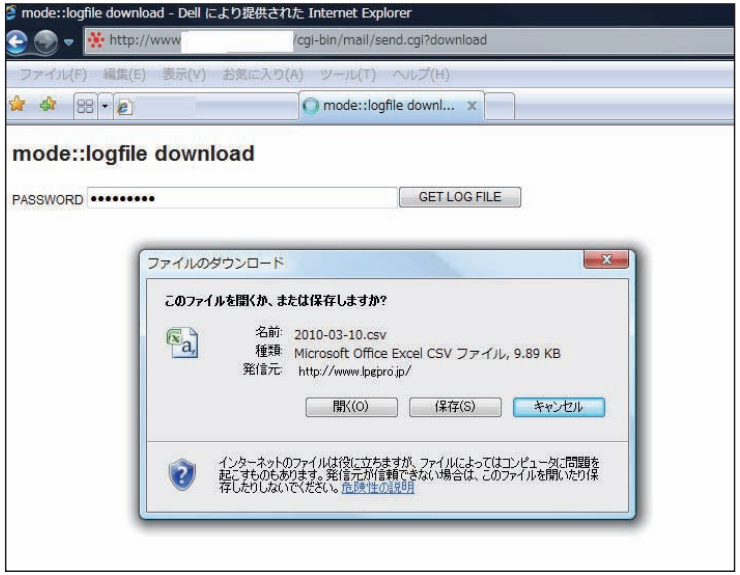

CSVでのアンケート集計の例

A12

	A	B	C	D	E	H
1	date	会社名	役に立った	これからを期待	お名前	email
2	2010/5/12 12:00	テイクフォー		○	横山	
3	2010/6/21 14:14	株式会社****	○		株式会社テイクフ	yokoyama@***.co.jp
4	2010/6/22 14:14	**研究所	○		KHK	***@tahoo.co.jp
5	2010/7/23 14:14	株式会社****	○		シモヤマ	***@**.go.jp
6	2010/7/24 14:14	株式会社****		○	*****	
7	2010/7/30 0:00	**研究所		○	*****	
8	2010/8/1 0:00	株式会社****	○		*****	
9	2010/8/14 0:00	株式会社****		○	*****	
10	2010/8/30 0:00	株式会社****	○		*****	
11	2010/9/1 0:00	株式会社****		○	横山剛志	
12						
13						

※実際の内容とは違います。

順位	タイトル	URL	Q この情報はお役に立ちましたか？	
			はい	いいえ
1	給排気設備：給排気上の分類	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/bunrui.html	55	1
2	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：設置場所／火気までの距離／火気を取り扱う施設までの距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/02.html	29	1
3	給排気設備：特監法のあらまし	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/tokukan.html	22	2
4	給給排気設備：給排気設備の設置工事の要点	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/youten.html	22	3
5	給排気設備：給排気の基本	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/kihon.html	22	0
6	LPガス保安技術者向けWebサイト	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/index.html	19	3
7	漏えい試験・気密試験：3.気密試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu03.html	15	0
8	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：燃焼特性	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_04.html	15	4
9	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：状態変化	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_03.html	13	3
10	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：1.保安物件との距離	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/05.html	13	1
11	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：水より軽い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_02.html	8	0
12	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの規格	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_03.html	8	1
13	漏えい試験・気密試験：3.漏えい試験の方法	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei03.html	8	1
14	LPガスの基礎知識：特性を知ろう！：空気より重い	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/02_01.html	7	0
15	カップリング付容器用弁	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/coupling/coupling/top.html	6	0
16	CO中毒事故防止：CO中毒概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id100/hajimeni.html	6	0
17	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：9.調整器の調整圧力及び閉そく圧力(P1)	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/13.html	6	2
18	販売事業の手引き：業務主任者：業務主任者等	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main17.html	5	0
19	パンフレット	http://www.lpgpro.go.jp/guest/pamphlet/index.html	4	0
20	漏えい試験・気密試験：1.漏えい試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei01.html	4	0
21	行政庁への法手続き：液化石油ガス販売事業：貯蔵施設等	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main25.html	4	0
22	行政庁への法手続き：液化石油ガス販売事業：業務主任者等の選解任	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main11.html	4	0
23	点検・調査の手引き：質量販売と保安業務	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/08situryou/index.html	4	0
24	LPガスの基礎知識	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/index_b.html	3	0
25	漏えい試験・気密試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/index.html	3	0
26	漏えい試験・気密試験：2.漏えい試験のための器具又は設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei02.html	3	0
27	設備工事の手引き：施工管理：設備工事の資格者	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_02.html	3	0
28	埋設管維持管理の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/h19_01/index.html	3	0
29	行政庁への法手続き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/index.html	3	0
30	調整器	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/choseiki/index.html	3	1
31	はじめにお読みください	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/guide.html	3	1
32	設備工事の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index.html	3	0
33	周知の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/shuuchi/index.html	3	0
34	設備工事の手引き：施工管理：検査・竣工引渡し	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_08.html	3	0
35	漏えい試験・気密試験：4.気密試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu04.html	3	1
36	容器バルブ：B	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/b.html	3	0
37	容器バルブ：C	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/c.html	3	0
38	LPガスの基礎知識：LPガスってなに？：LPガスの生産	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_01.html	3	1
39	再液化・液移動：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/saiekika/saiekika/a.html	3	0
40	再液化・液移動：B	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/saiekika/saiekika/b.html	3	0
41	給排気設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id300/index.html	2	0
42	点検・調査の手引き：点検・調査の区分	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/01kubun/index.html	2	0
43	漏えい試験・気密試験：4.漏えい試験の手順・実施要領	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/rouei04.html	2	2
44	漏えい検知装置：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/rouei/roueikenchi/a.html	2	1
45	販売事業の手引き	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/index.html	2	1
46	カップリング付容器用弁：A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/coupling/coupling/a.html	2	0
47	販売事業の手引き：販売業務：保安教育	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main16.html	2	2
48	点検・調査の手引き：定期供給設備点検：点検項目と判定基準（4年に1回以上）：8.燃焼器の入口圧力	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/12.html	2	0
49	バルク貯槽	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/baruku/index.html	2	0
50	点検・調査の手引き：容器交換時等供給設備点検：充てん容器の腐しょく・温度上昇・転落転倒防止措置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/04youkikoukan/03.html	2	0

51	販売事業の手引き:販売業務:貯蔵施設	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main04.html	2	1
52	調整器:単段式調整器:A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/choseiki/tandanshiki/a.html	2	0
53	転造ねじ:B	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/tenzou/tenzouneji/b.html	2	0
54	LPガスの基礎知識:LPガスってなに? :LPガスの用途	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/basic/01_02.html	2	0
55	設備工事の手引き:施工管理:設備工事施工・管理業務の流れ	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_01.html	2	0
56	設備工事の手引き:施工管理:施工計画・管理	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_05.html	2	0
57	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:容器	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_01_01.html	2	0
58	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:バルク貯槽(地上型)	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_01_03.html	2	0
59	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:気化装置	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_02_03.html	2	0
60	設備工事の手引き:施工管理:管工事等:壁、床、天井等の内部に使用できる管	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_06_03_02.html	2	0
61	設備工事の手引き:施工管理:ガス燃料器、特定ガス消費機器設置工事	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index02_07.html	2	0
62	設備工事の手引き:維持管理:維持管理のポイント	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_02.html	2	0
63	設備工事の手引き:維持管理:点検・調査及び記録の整備等	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_03.html	2	0
64	設備工事の手引き:維持管理:液移動対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_04.html	2	0
65	設備工事の手引き:維持管理:他工事業者対策	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_05.html	2	0
66	設備工事の手引き:維持管理:給排気の調査	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_06.html	2	0
67	設備工事の手引き:維持管理:期限管理	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_07.html	2	0
68	設備工事の手引き:維持管理:保安教育	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/GASS/index03_08.html	2	0
69	ヒューズガス栓	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/fuse/hose/top.html	2	0
70	転造ねじ:A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/tenzou/tenzouneji/a.html	2	0
71	点検・調査の手引き:定期供給/設備点検:点検の実施形態	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/05teiki/index.html	2	1
72	販売事業の手引き:設備工事	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id200/content/main26.html	2	1
73	バルク貯槽:液取入弁/カップリング用液流出防止装置:A	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/baruku/ekitoriire/a.html	2	0
74	点検・調査の手引き:点検・調査の結果と事後処理:点検・調査の記録と保存	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/tenken/07tenkekka/03.html	2	0
75	漏えい試験・気密試験:5.ガス置換	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu05.html	2	0
76	再液化・液移動	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/saiekika/saiekika/top.html	2	0
77	漏えい試験・気密試験:2.気密試験のための器具又は設備	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu02.html	2	0
78	容器バルブ	http://www.lpgpro.go.jp/guest/machine/youki/youkibarubu/top.html	2	0
79	行政庁への法手続き:液化石油ガス販売事業:販売所等の変更の届出	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main03.html	1	0
80	行政庁への法手続き:液化石油ガス設備工事:特定液化石油ガス設備工事事業	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main33.html	1	0
81	漏えい試験・気密試験:1.気密試験	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id500/kimitsu01.html	1	0
82	排気筒の設備不良によるCO中毒事故:事故概要	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/jiko08/vol20/outline.html	1	0
83	緊急時連絡・対応の手引き:現場での措置:安全の確保	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/kinkyuu/e/index2.html	1	0
84	行政庁への法手続き:液化石油ガス販売事業:販売事業の登録申請	http://www.lpgpro.go.jp/guest/learning/id400/content/main01.html	1	0

講習修了時アンケート調査結果

【「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト」について 】

受講番号

平成２９年度
保安専門技術者養成講習

講習アンケート調査票

会　場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　程：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当する事項に○を、（　　）内にはお考えをご記入ください。

Ⅱ．情報提供に関するものについて

１．この講習を受けられる前に「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト」のホームページをご覧になったことがありますか？

□　ある　→　*次の「２」の質問へ進んでください。*
□　ない　→　*「５」の質問へ進んでください。*

２．このＷｅｂサイトは、お役に立ちましたか？

□　役に立った。→　*次の「３」の質問へ進んでください。*
□　役に立たなかった。　→　*「４」の質問へ進んでください。*

３．このＷｅｂサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？
内容又はコンテンツ名をご記入ください。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→　*「５」の質問へ進んでください。*

４．どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？ご意見をご記入ください。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→　*次の「５」の質問へ進んでください。*

５．「保安専門技術者向けメールマガジン」を受信されていますか？

（保安専門技術者の方が、上記のＷｅｂサイトの保安専門技術者ページに登録すると、このメールマガジンが配信されます。）

□　している。→　*裏面の「Ⅱ．講習に関するもの」へ進んでください。*
□　していない。又はこのメールマガジンを知らない。→　*次の「６」の質問へ進んでください。*

６．保安専門技術者養成講習修了証（保安専門技術者証）の交付を受けるアドレスをご記入ください。

→　*受講するにあたってご提出いただいた「経歴書」にご記入いただいたアドレスに変更がない場合には、ご記入不要です。*

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

→　*アンケート終了。*

ご協力有り難うございました。

平成29年度　保安専門技術者指導等事業　保安専門技術者養成講習修了時アンケート調査結果

【 LPガス保安技術者向けWebサイト及びメールマガジンについて 】

講　習　会　場		東京		札幌		熊本		広島		富山		福岡		合　計	
回収数	回答者数（重複を除く）	30	21	71	51	60	31	46	36	48	33	8	3	263	175
1 この講習を受ける前に「LPガス保安技術者向けWebサイト」をご覧になったことがありますか		*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*
①ある　→　*質問2*へ		12	57%	17	33%	13	42%	19	53%	12	36%	3	100%	76	43%
②ない　→　*質問5*へ		8	38%	31	61%	14	45%	14	39%	19	58%	0	0%	86	49%
③無回答		1	5%	3	6%	4	13%	3	8%	2	6%	0	0%	13	7%
2 このWebサイトは、お役に立ちましたか？		*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*
①役に立った。　→　*質問3*へ		11	92%	18	100%	11	85%	18	95%	12	100%	3	100%	73	95%
②役に立たなかった。　→　*質問4*へ		1	8%	0	0%	1	8%	0	0%	0	0%	0	0%	2	3%
③無回答		0	0%	0	0%	1	8%	1	5%	0	0%	0	0%	2	2%
3 このWebサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？内容又はコンテンツ名をご記入ください。		*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*
回答数（具体的な意見は、別紙に記載）→　*質問4*へ		8	73%	14	78%	11	100%	15	83%	6	50%	2	67%	56	77%
4 どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？ご意見をご記入ください。		*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*
回答数（具体的な意見は、別紙に記載）　→　*質問5*へ		1	8%	2	11%	4	33%	2	11%	0	0%	0	0%	9	12%
5 「保安専門技術者向けメールマガジン」を受信されていますか？		*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*	*人数*	*%*
①している　→　*アンケート終了*		5	24%	11	22%	4	13%	12	33%	5	15%	2	67%	39	22%
②していない。又は知らない。　→　*質問6*へ		15	71%	40	78%	23	74%	20	56%	26	79%	1	33%	125	72%
③無回答		1	4%	0	0%	4	13%	4	11%	2	6%	0	0%	11	6%
講 習 修 了 者 数（ 延べ ）　【実修了者数】		30	【21】	71	【51】	60	【31】	46	【36】	48	【33】	8	【3】	263	【175】

平成２９年度
保安専門技術者養成講習

講習アンケート調査票

【 情報提供に関するものについて 】

（結果：意見記入欄）

３．このＷｅｂサイトの中で、どのコンテンツが役に立ちましたか？
内容又はコンテンツ名をご記入ください。

- ビデオ資料
- 法令改正
- 講習会資料
- 保安教育資料として参考になる
- 事故事例
- ＬＰガスの基礎知識について
- 各種資料をダウンロード
- 講習用資料のダウンロード
- 全て
- 保安業務ガイドのダウンロード、資料
- 法改正などがある時は見る
- 貯蔵施設
- 器具の使い方
- 動画や保安ガイド
- 資料確認
- 事故例とか法律の解釈
- ビデオ資料を使用した事がある
- ヒヤリハットについて
- 地域保安指導事業用等テキスト,事故事例研究
- 学習プログラム
- 安全機器類の原理・構造等パンフレット
- 保安マニュアルが分かりやすく適切
- 保安教育に使用する資料
- テキストのダウンロード、データ
- 保安専門技術者研修テキスト
- 最新の保安に関するテキスト等がダウンロード
- 教育ビデオ
- 事故事例の映像を講習会で利用している
- 保安指導事業用テキスト
- 各種データ
- 参考資料、パンフレット
- パンフレット等プリントアウトして使っている
- テキストの内容の確認
- 法令用語
- 申請手引き
- 事故再現アニメ
- 法改正の情報や保安業務の資料
- メールマガジン、ＢＢＳ
- バルク供給、点検調査
- 動画テキスト、保安ガイド、ＰＤＦ
- ビデオによる説明
- 法令関係運用、技術基準等運用等
- ＣＯ中毒防止
- 講習日程
- 保安業務ガイド、点検調査
- 災害対策
- 情報
- 保安業務ガイド等資料のダウンロード
- ビデオファイル等のダウンロードや閲覧

４．どのように改善すれば、役に立つようになるとお考えですか？
ご意見をご記入ください。

- ◆　ＩＤを登録しておらず、見ることが出来ずにいた
- ◆　法改正の時系列資料など（一覧表）があると助かる
- ◆　資料等の追加（関連資料を増やしてもらいたい）
- ◆　更新の頻度をもっと上げて欲しい
- ◆　サイト内容の更新をもっとしてほしい
- ◆　当事者がもっとログインするしかないと考える
- ◆　新しい教育ビデオに更新してほしい
- ◆　もっと多くの事例の掲載、動画等のコンテンツの拡充
- ◆　各販売店が必要最低限の教育計画で活用できるビデオ等の講義された内容の動画やロールプレイングを掲載して欲しい。
- ◆　ビデオ画質を高くして欲しい。
- ◆　パンフレット等プリントアウトして使っているが、必要とする内容にたどり着くまでがわかりにくい、もう少しフォントが大きいと助かる。
- ◆　もっと具体的な事例を収録して欲しい（事故の現場写真や器具の状況など、一本当たりの収録時間が短い）。
- ◆　保安専門技術者養成講習の講義で使用・活用されているP.Pデータ、配布資料を情報公開して欲しい。

以上

保安専門技術者向けメールマガジンの配信状況

平成29年度　保安専門技術者向けメールマガジン配信状況

配信年月 （配信件数）	Vol.	題　　名	執　筆　者　等	
			所　　属	氏　名
2017.10 （806）	第116号	■ＬＰガス用高圧ホース点検ご協力のお願い		
		■平成２８年度の保安専門技術者証の発行について（お知らせ）		
		■平成２９年度の保安専門技術者養成講習について（お知らせ）		
		■地域保安指導事業用等テキストについて		
		■“法令検索システム”の改訂について		
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■１０月はＬＰガス消費者保安月間です		
		■平成２９年度ＬＰガス消費者保安推進大会について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集（第３２次改訂版）の発行について		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		
2017.12 （807）	第117号	■平成２９年度ＬＰガス消費者保安推進大会について		
		■平成２９年度ＬＰガス消費者保安功労者表彰の受賞者からのコメント		
		■平成２９年度保安専門技術者養成講習について（報告）		
		■災害対策を考える	Webサイト分科会（メールマガジン担当）委員	志村　博勝
		■都道府県別の防災協定締結状況について		
		■日本ガス石油機器工業会の公式Ｗｅｂサイト等について	（一社）日本ガス石油機器工業会	衛藤　和夫
		■給湯器、風呂釜の火災多発　長期使用で劣化「点検を」	（一社）日本ガス石油機器工業会	衛藤　和夫
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集（第３２次改訂版）の発行について		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		
2018.01 （807）	第118号	■平成２９年度　保安専門技術者養成講習について（結果報告）		
		■平成２９年度　法令指導講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成２９年度　保安業務指導講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成２９年度　ＣＯ中毒事故防止技術講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成２９年度　ＬＰガス災害対策講習を終えて（アンケート結果）		
		■平成２９年度　ＬＰガス安全委員会アンケート結果抜粋（参考）	LPガス安全委員会	
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（１１）	高圧ガス保安協会	山川　雅美
		■液化石油ガス法規集（第３３次改訂版）の発行について《ＮＥＷ》		
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		
2018.02 （808）	第119号	■平成３０年度から実施する保安対策について	（一社）全国LPガス協会	
		■平成２９年度　保安専門技術者養成講習を終えて（講師からの提言）		
		①法令・保安業務指導講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	山崎　直人
		②保安業務指導講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	猪瀬　敏行
		③ＣＯ中毒事故防止技術講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	荻野　　薫
		④ＬＰガス災害対策講習を終えて（講師からの提言）	保安専門技術者養成講習講師	石井　美継
		■災害対策を考える（２）	Webサイト分科会（メールマガジン担当）委員	志村　博勝
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（１２）	高圧ガス保安協会	山川　雅美
		■ＬＰガス安全委員会が支援する保安活動レポート	LPガス安全委員会	
		■液化石油ガス法規集（第３３次改訂版）の発行について	（一社）全国LPガス協会	
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		
2018.03 （808）	第120号	■平成２９年度の保安専門技術者証の発行について〈お知らせ〉		
		■“液化石油ガス法令検索システム”の更新について＜お知らせ＞		
		■ビデオ映像教材“ヒヤリハット”について＜お知らせ＞		
		■災害対策を考える（３）	Webサイト分科会（メールマガジン担当）委員	志村　博勝
		■液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（１３）	高圧ガス保安協会	山川　雅美
		■ＣＯ中毒事故注意喚起	（一社）日本ガス石油機器工業会	衛藤　和夫
		■マイコンメーター機能解説パンフレット		
		■平成３０年度版保安啓発リーフレット	安全委員会	
		■液化石油ガス法規集（第３３次改訂版）の発行について		
		■ＬＰガスによる事故発生状況について		
		■＜参考＞事故・トラブル情報について		
		■＜参考＞製品安全ガイドについて		
		■液化石油ガス法規集の追補等の発行について		
		■技術基準（ＫＨＫＳ）の追補等の発行について		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜コンテンツ等のお知らせ＞		
		■ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト＜「専門技術者ページ」について＞		

別紙１４

自主保安活動チェックシートの提出
及び
ＬＰガス消費者保安功績者表彰実施要領

平成２９年度

経済産業省・ＬＰガス安全委員会

(一社)全国ＬＰガス協会・都道府県ＬＰガス協会

自主保安活動チェックシートの提出及び
平成２９年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰について

平成２９年５月

平成２７年度より新たな保安対策として「ＬＰガス安全応援推進運動″すべてはお客様の安心のために″」を３年間実施しております。その全国統一の実施目標に掲げた重大事故（Ｂ級以上の事故）ゼロ及びＣＯ中毒事故件数ゼロの達成を目指していくために、都道府県協会とＬＰガス販売事業者が連携を密に地域性を踏まえ、全国一斉の展開を行っているところです。

なお、ＬＰガス事故件数については、平成２８年（１～１２月）の事故件数が速報値で１３６件と減少傾向にありますが、Ｂ級事故が１件、死者数は０人でしたが、依然として重大事故が発生しています。

このような状況等を踏まえ、自主保安活動の取組みが一層重要となってきていることから、標記チェックシートによる自己診断の更なる推進を図ることとしています。

なお、実施要領には記載されておりませんが、経済産業省より、商務流通保安審議官表彰の受賞歴が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点の対象となります。また、ＬＰガス販売事業者１社あたり申告事業所数は３事業所までとするとの方針が示されています。

また、従来どおり、受賞者には店頭用ステッカー、車両用ステッカー等のデータが配布されます。

つきましては、上述を踏まえ下記について、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

①　「自主保安活動チェックシート」を所属の都道府県協会に提出

別紙１（青色の用紙）の２ページ以降の申告書について自己採点を行い、その結果を別紙２（黄色の用紙）に記載して、**別紙２（黄色の用紙）を所属の都道府県ＬＰガス協会にご送付ください。**

②　平成２９年度ＬＰガス消費者保安功績者表彰を所属の都道府県協会又は七協議会連絡会等へ申告

上記①の自己採点の結果、**申告書の評価項目の総合点数が７５点以上かつ一定の条件をクリアした販売事業者等（過去の受賞業者含む）におかれましては、別紙１（青色の用紙）を別表に記載の提出先に期限内にご申告ください。**

＊　なお、上記①及び②については、いずれも平成２９年４月３０日現在の状況等をご記入ください。

平成２９年度保安優良液化石油ガス販売事業者表彰申告の主な注意事項

〇本年４月３０日現在の状況等により申告
〇販売事業所単位で申告可
・同一事業者の他販売事業所が事故を起こしても当該販売事業所が事故を起こしていなければ申告可
・同一事業者の他販売事業所が立入検査による処分等を受けていても当該販売事業所が処分等を受けていなければ申告可
〇１販売事業者あたり、申告できる事業所数の上限が３事業所まで
〇連続受賞が可能
〇商務流通保安審議官表彰の受賞歴が高圧ガス保安経済産業大臣表彰の加点対象
〇自己採点結果７５点以上かつ一定の基準クリアが申告条件。被表彰者数の枠内に入れば表彰。
〇商務流通保安審議官表彰については自己採点結果９０点以上、かつ、チェックシート記載内容を本省もしくは産業保安監督部による現地ヒアリングにて確認の上決定いたします。その他の場合は申告内容により高圧ガス保安協会長表彰、ＬＰガス安全委員会長表彰となります。

以　上

平成２９年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰実施要領

（商務流通保安審議官表彰、高圧ガス保安協会長表彰、ＬＰガス安全委員会長表彰）

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

記

１．表彰実施日　　平成２９年１０月２６日(木)　１４時～

２．表彰式会場　　如水会館（東京都千代田区一ツ橋２－１－１）
本会場において開催される「ＬＰガス消費者保安推進大会」において表彰する。

３．表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

（１）保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあっては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。

①　保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。

②　保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③　保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあっては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあっては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

①　保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。
②　保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。
③　事故防止に関し積極的に対応した経験があること。
④　教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。
⑤　保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
⑥　その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑦　保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数２０年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（３）上記（１）及び（２）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。

４．被表彰者数

被表彰者数は、次に掲げるものとする。

①　商務流通保安審議官表彰

上記３（１）、（２）、（３）を合わせて２０者以内

②　高圧ガス保安協会長表彰

未定（昨年度は上記３（１）は５０者以内、（２）は１５者以内）

③　ＬＰガス安全委員会長表彰

未定（昨年度は上記３（１）は７０者以内、（２）は３０者以内）

５．被表彰者の推薦の基準及び方法

（１）保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

①　当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙１「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が７５点以上の場合、下記に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年４月３０日時点を基準とする。

②　推薦の手順は以下のとおりとする。

イ　経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ　経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、当該産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあっては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ　各都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該都道府県ＬＰガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

ニ

ａ　日液協、地域液協及び都道府県ＬＰガス協会は、別紙２「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b　監督部及び都道府県は、別紙２「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。

なお、作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該ＬＰガス販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

日液協、地域液協、各都道府県ＬＰガス協会は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、別紙３「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙４「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」（以下「評価・意見書」という。）を作成した上で、次の①から④までの方法により提出する。（別紙３及び別紙４は添付していません。）

なお、日液協、地域液協及び各都道府県ＬＰガス協会以外の推薦者は、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

また、推薦は、他薦によることとする。

① 日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。

② 各監督部は、地域液協と協議した上で提出する。この場合において、各監督部は評価・意見書を本省に送付する。

③ 地域液協のない監督部等は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。

④ 各都道府県は、各都道府県ＬＰガス協会と協議した上で提出する。この場合において、各都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

（３）３．（３）に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙３又は４に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。この場合において、当該推薦者は評価・意見書を本省に送付する。

６．申告書の提出期限

別表のとおり

７．被表彰者の決定等

（１）被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、５．の推薦のあったものについて別紙５「液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局商務流通保安グループで審査の上決定する。

（２）被表彰者の決定通知

本省は（１）の結果、被表彰者を決定した場合は、各監督部、各都道府県、日液協及び一般社団法人全国ＬＰガス協会に通知する。ＬＰガス安全委員会は、当該決定を各都道府県ＬＰガス協会に通知する。

（３）表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

別表

液化石油ガス消費者保安功績者表彰の提出期限

<table>
<tr><th rowspan="2">被表彰者</th><th colspan="2">被表彰者の推薦</th><th colspan="2">推薦の期限</th></tr>
<tr><th>提出先</th><th>評価・意見書の提出期限</th><th>推薦者等</th><th>本省への評価・意見書の提出期限</th></tr>
<tr><td>本省が所管する販売事業者等</td><td>日液協</td><td>８月４日</td><td rowspan="2">日液協</td><td rowspan="2">８月２５日</td></tr>
<tr><td>日液協が推薦する保安功労者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等</td><td>地域液協</td><td>８月４日</td><td rowspan="2">監督部
【　】は、監督部への提出期限</td><td rowspan="2">９月１日
【８月２５日】</td></tr>
<tr><td>地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等</td><td>監督部</td><td>８月４日</td><td rowspan="2">監督部</td><td>９月１日</td></tr>
<tr><td>地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td><td>９月１日</td></tr>
<tr><td>都道府県が所管する販売事業者等</td><td>都道府県ＬＰガス協会</td><td>７月２１日</td><td rowspan="2">都道府県《　》は、都道府県への提出期限
【　】は、監督部への推薦期限</td><td rowspan="3">９月１日
《８月１１日》
【８月２５日】</td></tr>
<tr><td>都道府県エルピーガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域液協及び都道府県ＬＰガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>都道府県と協議する推薦者《　》は、都道府県への提出期限</td></tr>
<tr><td>監督部と協議する推薦者
【　】は、監督部への提出期限</td><td>８月２５日
【８月４日】</td></tr>
<tr><td>本省と協議する推薦者</td><td>８月２５日</td></tr>
<tr><td>実施要領４．（３）に該当する個人、企業又は団体</td><td></td><td></td><td></td><td>８月２５日</td></tr>
</table>

参考：受賞者に配布するステッカー等（例）

保安優良LPガス販売事業者
保安優良LPガス販売事業所
経済産業省大臣官房商務流通保安審議官表彰（目録）

（受賞者の皆様には賞状のほかに以下のツールを
11月下旬頃にご送付致しますので、有効にご活用ください。）

◎車両用ステッカー（サイズ:約34×13cm）マグネット仕様……2枚
※受賞年度が入ります。
※受賞店名が入ります。

◎店内用ステッカー（サイズ:約20×18cm）
アートタック紙+PP貼り仕様……1シート（2枚入り）
※受賞年度が入ります。
※受賞店名が入ります。

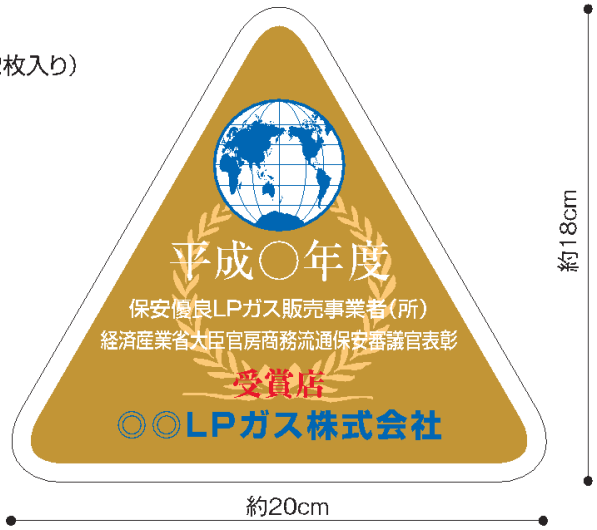

◎店内用ステッカー増刷用 CD ROM
（Adobe Illustrator CS4 で作成）……1枚
※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの印刷会社へお持ちし、作成する枚数などをご相談ください。

別紙１

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
（４月３０日現在）

１．登録事業者名／ふりがな：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※２　事業所である場合には、以下の＊の項目については、事業所についても付記すること。

資本金：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊従業員数：＿＿＿＿＿名

２．＊所在地：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊FAX 番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．＊代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊役職名：＿＿＿＿＿＿＿＿

４．登録年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．＊過去５年間の法令違反の有無：有、無
（最終立入検査年月日：平成　　年　　月　　日）

６．＊過去５年間の事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無：有、無
（発生年月日：平成　　年　　月　　日及びその内容）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７．＊消費者戸数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿戸

８．本表彰制度における受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

９．その他主な表彰の受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

１０．関連機関における活動履歴（県エルピーガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１１．過去５年から１０年の間に液石法違反による処分又は指導（以下「処分等」という。）の有無（処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１２．保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

（申告書に評価項目表を添付のこと）

（留意事項）
・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

（自主保安活動自己診断チェックシート）

Ⅰ.保安方針

注1）各項目について事業者（所）内に徹底されている場合に得点できる。

注2）ここでいう設置率100％とは99％を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No．1　保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 （計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。） （実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。） （検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。）	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					
No．2　安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100％以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100％ （100％とは99％を超えるものをいう。） （一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数（分子）は1とする。）	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80％以上99％以下	設置率　○○○％ $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。（設置率100％以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100％ （100％とは99％を超えるものをいう。） （供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。）	調整器出口（上流監視含む）から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80％以上99％以下	設置率　○○○％ $\frac{\text{設置数}}{\text{供給設備数}}$	1点		
③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 （設置率70％以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	導入率70％以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率50％以上70％未満	導入率　○○○％ $\frac{\text{設置数}}{\text{一般消費者数}}$	2点		
	導入率30％以上50％未満		1点		

④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点

No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器の定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがないこと。 (集合住宅等については一施設一台とする。)	Ⅰ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数	3点	点	3点又は0点
		Ⅱ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数			
② 高低圧ホースの定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがないこと。	Ⅰ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数	3点	点	3点又は0点
		Ⅱ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置設施数			
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。			3点	点	3点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。		2点	点	2点又は0点
		合 計		35点	点	

Ⅱ.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1　保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		3点	点	3点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	経済産業省が実施する地域保安指導事業等、各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	○○% = 延べ資格者数(*1) / 液石法の販売事業に係る従事者数(*2) *1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点		
No. 2　設備工事					
① 配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
No. 3　CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO(一酸化炭素)警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器(湯沸器及び風呂釜)について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	点	2点又は0点
No. 4　埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策は次のとおりとします。 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	2点	点	2点又は0点
		合　計	30点	点	

Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No.１　自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	３点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	１点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	３点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	１点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		２点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		３点	点	3点又は0点
No.２　消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例：保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		３点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例：LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		２点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		３点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力に努めている。		２点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		２点	点	2点又は0点
		合　計	23点	点	－

Ⅳ.自然災害対策（災害対策への取組）

① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100%（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 ○○○% 設置数／供給設備数	2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
② 容器への鎖又はベルトの2本取付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを行っている。		2点	点	2点又は0点
		合　計	12点	点	－

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	－

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画 ①保安教育について: ②安全装置の設置について: ③消費者啓発について:
実行
検討・評価

※　事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

各項目について記載漏れがないことを確認。
（ただし、「８．」～「１１」については該当がなければ記入不要です。）

別紙１

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
（４月３０日現在）

１．登録事業者名／ふりがな：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書で事業所名を記載すること。
※２　事業所である場合には、以下の＊の項目については、事業所についても付記すること。

資本金：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊従業員数：＿＿＿＿＿名

２．＊所在地：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＊電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊FAX 番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．＊代表者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊役職名：＿＿＿＿＿＿＿＿

４．登録年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５．＊過去５年間の法令違反の有無：有、無
（最終立入検査年月日：平成　　年　　月　　日）

６．＊過去５年間の事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無：有、無
（発生年月日：平成　　年　　月　　日及びその内容）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７．＊消費者戸数：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿戸

８．本表彰制度における受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

９．その他主な表彰の受賞歴：表彰名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（受賞年度　　）

１０．関連機関における活動履歴（県エルピーガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１１．過去５年から１０年の間に液石法違反による処分又は指導（以下「処分等」という。）の有無（処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１２．保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

（申告書に評価項目表を添付のこと）

（留意事項）
・自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
・被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載

申告書

登録事業者名
※事業所単位での申告の場合はかっこ書きで事業所名を記載すること。

評価項目

（自主保安活動自己診断チェックシート）

Ⅰ.保安方針

注1)各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。

注2)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1　保安体制・責任と権限の明確化					
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	2点	点	2点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	2点	点	2点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	点	2点又は0点
注意：別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。					
No. 2　安全機器等の設置の取組					
① ガス警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率　○○○% × 設置数 / 一般消費者数	1点		
② 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計設備数とする。)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可とします。	2点	点	2点、1点又は0点
	設置率80%以上99%以下	設置率　○○○% × 設置数 / 供給設備数	1点		
③ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可。)		2点	点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	導入率50%以上70%未満	導入率　○○○% × 設置数 / 一般消費者数	2点		
	導入率30%以上50%未満		1点		

④ 安全装置付きガスコンロ	安全装置付きガスコンロへの交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	点	1点又は0点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	2点	点	2点又は0点
⑥ ガス栓カバー等	使用していないガス栓への設置又は遊び栓(使用しないガス栓)のないガス器具への交換を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に対応していること。		2点	点	2点又は0点

No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器の定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがないこと。 (集合住宅等については一施設一台とする。)	Ⅰ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数	3点	点	3点又は0点
		Ⅱ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数			
② 高低圧ホースの定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過した期限切れのものがないこと。	Ⅰ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置施設数	3点	点	3点又は0点
		Ⅱ類未交換率	○○% = 期限切れ数 / 設置設施数			
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。			3点	点	3点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	ここでいう「老朽化設備・機器の一掃を推進している」とは、定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認していることをいいます。		2点	点	2点又は0点
		合 計		35点	点	

項目ごとの合計を確認。(以下同じ)

Ⅱ.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No. 1　保安教育・資格取得					
① 保安教育の実施	保安教育を的確に実施する体制を整備するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。		3点	点	3点又は0点
	容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、作業手順の再認識及び徹底並びに定められた作業を的確に実施できる技術力の向上を図るよう指導する。		3点	点	3点又は0点
	経済産業省が実施する地域保安指導事業等、各地で実施される保安講習会に積極的に参加する。		2点	点	2点又は0点
② 従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	○○% = 延べ資格者数(*1) / 液石法の販売事業に係る従事者数(*2) *1「資格者数」とは、第二種販売主任者、液化石油ガス設備士、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	3点	点	3点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点		
No. 2　設備工事					
① 配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	3点	点	3点又は0点
No. 3　CO(一酸化炭素)中毒事故防止対策					
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進していること。 なお、交換されるまでの間はCO(一酸化炭素)警報器の設置を推進していること。 また、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	ここでいう不完全燃焼防止装置が付いていない器具とは、不完全燃焼防止装置が付いていない開放式及び半密閉式の湯沸器及び風呂釜をいいます。	2点	点	2点又は0点
② 消費設備の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、設置場所や排気筒が適切であること、腐食や閉そくの異常がないことを確認するとともに、消費者への事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器(湯沸器及び風呂釜)について、未交換率が0%であること。		3点	点	3点又は0点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知	業務用厨房施設のオーナー、管理責任者や従業員等へ、法定周知に加え、ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知(注意喚起)を行っていること。		3点	点	3点又は0点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	点	2点又は0点
No. 4　埋設管の管理					
① 経年埋設管の交換	露出配管やポリエチレン管への交換等、経年埋設管の交換を推進していること。		2点	点	2点又は0点
② 他工事業者による事故防止対策	他工事業者による埋設管損傷の対策を行っている。	他工事業者による損傷の対策は次のとおりとします。 ・事前に工事の状況を把握 ・他工事業者との事前協議 ・現場立会い ・他工事業者に埋設管の位置の通知 ・現場を巡回し、漏えいの確認	2点	点	2点又は0点
		合　計	30点	点	

Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

注)全消費者とは、消費者の99％を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	得点	備考
No．1　自主的な保安高度化の取組					
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目(定期供給設備点検)について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目(定期消費設備調査)について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	2年に1回以上。	3点	点	3点、1点又は0点
		3年に1回。	1点		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		2点	点	2点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置(一酸化炭素警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等)の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っている。 また、安全装置の無い消費者に対しては重点的な保安活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
No．2　消費者保安啓発活動					
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		3点	点	3点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。)		2点	点	2点又は0点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や身体の不自由な消費者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		3点	点	3点又は0点
④ リコール対象品への対応	経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力に努めている。		2点	点	2点又は0点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているLPガス機器の所有者票の回収率の向上に努めている。		2点	点	2点又は0点
		合　計	23点	点	－

Ⅳ.自然災害対策（災害対策への取組）

① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置（マイコンメータの遮断機能とバルクを除く）	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。（設置率100%以下でも可。）		2点	点	2点又は0点
	設置率100%（100%とは99%を超えるものをいう。）	供給設備数は、一般住宅、集合住宅等の設備数の合計とします。	3点	点	3点、2点、1点又は0点
	設置率70%以上99%以下	設置率 ○○○% 設置数／供給設備数	2点		
	設置率50%以上70%未満		1点		
② 容器への鎖又はベルトの2本取付け	容器への鎖又はベルトの2本取付けを推進しており、消費者の要望に応じ積極的に取り付けていること。		3点	点	3点又は0点
③ 防災訓練の実施又は参加	災害発生時の災害活動が円滑に行われるよう、防災訓練を実施しているか又は他者が行う防災訓練に参加している。		2点	点	2点又は0点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等	災害発生時に備え、災害マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを行っている。		2点	点	2点又は0点
		合　計	12点	点	－

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	総合計	100点	点	－

＊　自己採点の結果、総合計点数にかかわらず、各項目の点数、総合計等の内容を別紙１（青色の用紙）に記載のうえ、所属の都道府県ＬＰガス協会に提出をお願いいたします。

＊　なお、総合計点数が７５点以上かつ一定の条件をクリアした場合は別紙２（黄色の用紙）を、別表に記載の提出先及び期限内に申告をお願いいたします。（その際は次ページの内容もご記入下さい）

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画
①保安教育について: ②安全装置の設置について: ③消費者啓発について:
実行
検討・評価

計画の概要を項目ごとに記入。

実行の概要を記入。

検討・評価の概要を記入。

※　事業所において申請する場合は、事業所における取組の内容を記載すること。

別紙２

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（平成２８年４月３０日現在）

申告書

販売事業所名	
担当部署名、ご担当者名	
連絡先（電話番号）	

Ⅰ.保安方針

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化				
① 保安確保の目標管理	計画		点	２点又は０点
	実行		点	２点又は０点
	検討・評価		点	２点又は０点
Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組				
① ガス警報器	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進		点	２点又は０点
	導入率		点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ			点	１点又は０点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置			点	２点又は０点
⑥ ガス栓カバー等			点	２点又は０点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）				
① 調整器の定期交換			点	３点又は０点
② 高低圧ホースの定期交換			点	３点又は０点
③ 定期交換の管理			点	３点又は０点
④ 老朽化設備・機器の一掃			点	２点又は０点
合計		0	点	

Ⅱ.保安管理体制

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安教育・資格取得				
① 保安教育の実施	体制整備等		点	３点又は０点
	技術力向上指導		点	３点又は０点
	保安講習会参加		点	２点又は０点
② 従事者の資格取得状況			点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．２　設備工事				
配管図面の保管			点	３点又は０点
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策				
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動			点	２点又は０点
② 消費設備の保安啓発活動			点	２点又は０点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換			点	３点又は０点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知			点	３点又は０点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置			点	２点又は０点
Ｎｏ．４　埋設管の管理				
① 経年埋設管の交換			点	２点又は０点
② 他工事業者による事故防止対策			点	２点又は０点
合計		0	点	

Ⅲ.保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点		備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組			
① 法定期間内における供給設備点検頻度		点	3点、1点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度		点	3点、1点又は0点
③ メータの異常表示の確認		点	２点又は０点
④ 安全装置の有無の調査		点	３点又は０点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動			
① 消費者への保安啓発活動		点	３点又は０点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		点	２点又は０点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動		点	３点又は０点
④ リコール対象品への対応		点	２点又は０点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力		点	２点又は０点
合計	0	点	

Ⅳ.自然災害対策（災害対策への取組）

項目		得点		備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進		点	２点又は０点
	設置率		点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け			点	３点又は０点
③ 防災訓練の実施又は参加			点	２点又は０点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等			点	２点又は０点
合計		0	点	

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	0	点	－

［記入例］

別紙2

自主保安活動チェックシート（都道府県協会提出用）（平成２８年４月３０日現在）

申告書

販売事業所名	○○株式会社（○○支店）
担当部署名、ご担当者名	○○部○○課ＬＰ太郎
連絡先（電話番号）	○○○－○○○－○○○○

Ⅰ.保安方針

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安体制・責任と権限の明確化				
① 保安確保の目標管理	計画	2	点	２点又は０点
	実行	2	点	２点又は０点
	検討・評価	2	点	２点又は０点
Ｎｏ．２　安全機器等の設置の取組				
① ガス警報器	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	2	点	2点、1点又は0点
② 漏洩検知装置	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	2	点	2点、1点又は0点
③ 集中監視システムの導入	設置推進	2	点	２点又は０点
	導入率	3	点	3点、2点、1点又は0点
④ 安全装置付きガスコンロ		1	点	１点又は０点
⑤ ガス漏れ警報器連動遮断装置		2	点	２点又は０点
⑥ ガス栓カバー等		2	点	２点又は０点
Ｎｏ．３　予防保全（期限管理）				
① 調整器の定期交換		3	点	３点又は０点
② 高低圧ホースの定期交換		3	点	３点又は０点
③ 定期交換の管理		3	点	３点又は０点
④ 老朽化設備・機器の一掃		2	点	２点又は０点
合計		35	点	

Ⅱ.保安管理体制

項目		得点		備考
Ｎｏ．１　保安教育・資格取得				
① 保安教育の実施	体制整備等	3	点	３点又は０点
	技術力向上指導	3	点	３点又は０点
	保安講習会参加	2	点	２点又は０点
② 従事者の資格取得状況		3	点	3点、2点又は0点
Ｎｏ．２　設備工事				
配管図面の保管		3	点	３点又は０点
Ｎｏ．３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策				
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動		2	点	２点又は０点
② 消費設備の保安啓発活動		2	点	２点又は０点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換		3	点	３点又は０点
④ 業務用厨房施設への法定周知以外の周知		3	点	３点又は０点
⑤ 業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置		2	点	２点又は０点
Ｎｏ．４　埋設管の管理				
① 経年埋設管の交換		2	点	２点又は０点
② 他工事業者による事故防止対策		2	点	２点又は０点
合計		30	点	

Ⅲ.保安業務　（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

項目	得点		備考
Ｎｏ．１　自主的な保安高度化の取組			
① 法定期間内における供給設備点検頻度	3	点	3点、1点又は0点
② 法定期間内における消費設備調査頻度	3	点	3点、1点又は0点
③ メータの異常表示の確認	2	点	２点又は０点
④ 安全装置の有無の調査	3	点	３点又は０点
Ｎｏ．２　消費者保安啓発活動			
① 消費者への保安啓発活動	3	点	３点又は０点
② １０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	2	点	２点又は０点
③ 高齢者、身体の不自由な消費者等に対する特別な保安活動	3	点	３点又は０点
④ リコール対象品への対応	2	点	２点又は０点
⑤ 長期使用製品安全点検制度への協力	2	点	２点又は０点
合計	23	点	

Ⅳ.自然災害対策（災害対策への取組）

項目		得点		備考
① ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進	2	点	２点又は０点
	設置率	3	点	3点、2点、1点又は0点
② 容器への鎖又はベルトの２本取付け		3	点	３点又は０点
③ 防災訓練の実施又は参加		2	点	２点又は０点
④ 災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		2	点	２点又は０点
合計		12	点	

総合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）

	100	点	－

別紙５

液化石油ガス消費者保安功績者表彰の選考基準

Ⅰ.「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

１.保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰

保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数(評価項目を含む。)等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

① 過去５年間に行政の立入検査（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第８３条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。

② 過去５年から１０年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。

③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去５年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあっては、この限りではない。

④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。)。

⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではない。

２. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（１）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（２）により審査を行う。

① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。

② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。

③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。)。

④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。

⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数２０年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。)。（保安功労者のみ対象）

（２）保安功労者、関係団体及び保安機関にあっては、次の項目に適合すること。

①　保安功労者であって液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあっては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去１０年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。

②　保安功労者であって関係団体に所属する場合又は関係団体にあっては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去３年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。

③　保安機関にあっては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去１０年間（人損を伴わない事故にあっては過去３年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。

④　保安功労者にあっては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

Ⅱ．実施要領３．（３）に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

液化石油ガス法令検索システム

▼液化石油ガス法令検索システム　トップページ

▼液化石油ガス法令検索システムの範囲

▼新旧対照表

［省令］

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年３月１０日通商産業省令第１１号）

［告示］

○供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日通商産業省告示第１２３号）

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成９年３月１７日通商産業省告示第１２７号）

［通達］

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第３号　平成２６年１０月２２日）

・別添４　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成１４年１２月２７日　平成14・11・26原院第６号）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20170316商局第10号　平成２９年３月３１日）

液化石油ガス法令検索システム　トップページ

ＬＰ法令検索システムの範囲

ＬＰ法令検索システムの構築範囲は、以下に掲げる法令とし、電子データ化した当該法令を用い、ＬＰ法令に係る施行規則、告示、例示基準、通達及び関係法令について関連する条文等を電子計算機上において相互にリンクさせてＬＰ法令等の閲覧が可能な機能、任意の語彙を入力し、当該語彙が含まれる法令条文等検索させ、その結果を表示させる機能を有するものとした。

［法律］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年１２月２８日　法律第１４９号）

［政令］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年２月７日　政令第１４号）

［省令］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年３月１０日　通商産業省令第１１号）

［告示］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき高圧ガス保安協会が行う講習の実施について必要な事項を定める件（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１１９号）
・充てん作業者講習規程を定める件（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２０号）
・液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２１号）
・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２２号）
・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成９年３月１３日　通商産業省告示第１２３号）
・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成９年３月１７日　通商産業省告示第１２７号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき容器を屋外におくことが著しく困難な場合を定める件（平成９年３月２５日　通商産業省告示第１４２号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件（平成１９年３月１３日　経済産業省告示第６５号）

［通達］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和４３年２月１２日付　４３化第１５１号）
・保安機関の認定について（平成９年４月１日付　平成09･03･31立局第78号）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）の運用及び解釈の基準について（平成９年３月１９日付　平成09･03･17資庁第１号）
・既に書面を交付した一般消費者等に対する書面の再交付について（平成９年３月１９日付　資源エネルギー庁石油部流通課長通達）
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８１条第１項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について（平成９年４月１日付　９保安第２２号）
・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１１条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成９年４月１日付　９保安第２６号）
・液化石油ガス保安規則第９３条の２、第９６条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について（平成１８年１２月２７日付　平成18･12･26原院第５号）
・強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について（平成１９年３月１３日付　平成19･02･26原院第１号）

［例示基準］

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成１４年１２月２７日　平成14･11･26原院第６号）（別添「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準」を含む。）

以上

○経済産業省令第三十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を、別表により改正する。

第二条　前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該対象規定を削り、対象規定を改正後欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正前欄に掲げていないときは、当該対象規定を加えること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置されている法第三十七条に規定する特定供給設備（貯蔵能力が一万キログラム以上のバルク貯槽による供給に係るものに限る。）であって、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十四条第二号ロ(2)に定める技術上の基準に適合していないものについては、なお従前の例による。

別表　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正前

（供給設備の技術上の基準）

第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十一　［略］

二十二　第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあっては、次のイ又はロに掲げるものの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあっては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

イ　一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーター

ロ・ハ　［略］

二十三　［略］

（供給設備の点検の方法）

第三十六条　法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。

一　点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

供給設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
イ　特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(2)(1)　［略］ 第十八条第三号ヲ、第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しよくテープを施したもの）を除く。）に限る。）及び第二十一号に掲げる基準	［略］ ［略］

改正後

（供給設備の技術上の基準）

第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十一　［略］

二十二　第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあっては、次のイ又はロに掲げるものの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあっては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

イ　異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター

ロ・ハ　［略］

二十三　［略］

（供給設備の点検の方法）

第三十六条　法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。

一　点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

供給設備の種類	点検を行う事項	点検の回数
イ　特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(2)(1)　［略］ 第十八条第三号ヲ、第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しよくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に掲げる基準に関する事項	［略］ ［略］

に関する事項

(3) ［略］

(4) 第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ、第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号ハに掲げる基準に関する事項

［略］

［略］

ロ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

(1) ［略］

(2) 第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に

(3) ［略］

(4) 第十八条第二号イ及びハからトまで、第三号イ、ホ及びヘ、第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号並びに第二十号ハに掲げる基準に関する事項

［略］

［略］

ロ 特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

(1) ［略］

(2) 第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る

限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）掲げる基準に関する事項	
(3)　［略］ (4)　第十九条第一号チ、リ並びにワ、第二号イ、ハ並びにホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）、第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及び(6)並びに第七号（第十八条第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含	(3)　［略］ (4)　［略］

。）に掲げる基準に関する事項	
(3)　［略］ (4)　第十九条第一号チ、リ並びにワ、第二号イ、ハ並びにホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）、第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及び(6)並びに第七号（第十八条第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防	(3)　［略］ (4)　［略］

み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	
ハ　特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(1)　［略］ (2)　第五十三条第二号ヌ及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）	［略］ ［略］

しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	
ハ　特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(1)　［略］ (2)　第五十三条第二号ヌ及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛め	［略］ ［略］

		の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項
［略］	［略］	(3) ［略］
		(4) 第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る

		つきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項
［略］	［略］	(3) ［略］
		(4) 第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る

		供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項
［略］	［略］	(1) ［略］
		(2) 第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン
		ニ 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

		供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項
［略］	［略］	(1) ［略］
		(2) 第五十四条第三号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛
		ニ 特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(3) ［略］

(4) ［略］

第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに係る部分に限る。）、第二号ロ(1)から(3)まで、ホ（第十九条第三号ハ(9)及び(10)に係る部分に限る。）、ヘ（第十九条第三号ニ(2)に係る部分に限る。）及びト（第十九条第三号ホ(2)及び(6)に係る部分に限る。）並びに第三号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除

めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(3) ［略］

(4) ［略］

第五十四条第一号（第十九条第二号ハ及びホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）並びに第五十三条第一号イ及びロに係る部分に限る。）、第二号ロ(1)から(3)まで、ホ（第十九条第三号ハ(9)及び(10)に係る部分に限る。）、ヘ（第十九条第三号ニ(2)に係る部分に限る。）及びト（第十九条第三号ホ(2)及び(6)に係る部分に限る。）並びに第三号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの

	く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	

二　［略］

2　［略］

（消費設備の調査の方法）

第三十七条　法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
イ　第四十四条第一号に掲げる消費設備	(1)　第四十四条第一号ハ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したもの（防しよくテープを施したもの）を除く。）の部分及び亜鉛めつきを施した配管を除く。）を合み、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。）であつて地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）、ロ、ハ（地下室等に係る部分に限る。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項 (2)　第四十四条第一号イ（配管及び亜鉛めつきを施した配管又は部分及びガス栓に係る部分に限る。）、ロ、ハ（地下室等に係る部分に限る。）及びヲ（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	［略］

二　［略］

2　［略］

（消費設備の調査の方法）

第三十七条　法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

消費設備の種類	調査を行う事項	調査の回数
イ　第四十四条第一号に掲げる消費設備	(1)　第四十四条第一号ハ（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項 (2)　第四十四条第一号イ（配管及び亜鉛めつきを施した配管又は部分及びガス栓に係る部分に限る。）、ロ、ハ（地下室等に係	［略］

室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）、ト、ヌ、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）、ワ、カ、ヨ、タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該

室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）、ト、ヌ、ヲ（地下室等に係る部分を除く。）、ワ、カ、ヨ、タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)（(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。）、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼

	燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項
ロ　第四十四条第二号に掲げる消費設備	(1)　［略］ (2)　第四十四条第二号イ(7)（第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る配管（ポリエチレン管を使用したものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤

	を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに掲げる基準に関する事項
ロ　第四十四条第二号に掲げる消費設備	(1)　［略］ (2)　第四十四条第二号イ(7)（第四十四条第一号ヘ（地下室等に係る部分及び亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用し

面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限る。）に係る部分に限る。）及び(8)（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(3) 第四十四条第二号イ(3)、(5)（第十八条第十号に係る部分に限る。）、(6)（同条第二十号ハに係る部分に限る。）、(7)（第四十四条第一号ロ及びヘ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐

［略］

たものを除く。）に係る部分に限る。）及び(8)（地下室等に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項

(3) 第四十四条第二号イ(3)、(5)（第十八条第十号に係る部分に限る。）、(6)（同条第二十号ハに係る部分に限る。）、(7)（第四十四条第一号ロ及びヘ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって

［略］

しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）に係る部分に限る。）、(8)（地下室等に係る部分を除く。）、(9)（同号ヨ、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。）、(10)（同号タ(1)(i)か

地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）に係る部分に限る。）、(8)（地下室等に係る部分を除く。）、(9)（同号ヨ、ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。）、(10)（同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)(1)(i)及び(iv)に係る部分

	に掲げる基準に関する事項	に(i)から(iv)まで及び(2)(1)及び(i)に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び(13)（同号イ（配管及びガスに係る部分に限る。）及びヌに係る部分に限る。）並びにロ(1)、(2)（第十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）及び(3)に掲げる基準に関する事項

二～四　［略］

（消費設備の技術上の基準）

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ～ヌ　［略］

ル　末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、その使用条件に照らし適切なものを用いること

	に限る。）に係る部分に限る。）及び(13)（同号イ（配管及びガスに係る部分に限る。）並びにロ(1)、(2)（第十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）及び(3)に掲げる基準に関する事項	

二～四　［略］

（消費設備の技術上の基準）

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ～ヌ　［略］

ル　末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。

ヲ～ム　［略］

二　［略］

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

第五十四条　法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　［略］

ロ　次の基準に適合するものであること。

(1)　［略］

(2)　貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽（次の表に掲げるバルク貯槽であつて、貯蔵能力が一万キログラム未満のものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表［略］

(3)・(4)　［略］

ハ～チ　［略］

三・四　［略］

（軽微な変更）

第六十六条　法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（液化石油ガス保安規則第十六条第一項第一号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製

ヲ～ム　［略］

二　［略］

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

第五十四条　法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　［略］

ロ　次の基準に適合するものであること。

(1)　［略］

(2)　貯蔵能力が三千キログラム以上一万キログラム未満のバルク貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表［略］

(3)・(4)　［略］

ハ～チ　［略］

三・四　［略］

（軽微な変更）

第六十六条　法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

［号を加える。］

造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたもの（その取替えに限る。）であつて、当該設備の処理能力（同規則第二条第一項第十五号に定める処理能力をいう。）の変更を伴わないもの（前号に掲げるものを除く。） 三・四　［略］	二・三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○経済産業省告示第八十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条　供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十三号）の一部を、別表により改正する。

第二条　前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該対象規定を削り、対象規定を改正後欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正前欄に掲げていないときは、当該対象規定を加えること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（以下「旧告示」という。）第八条第四号ロに規定するゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）、第五号に規定する塩化ビニルホース及び第六号ハに規定する過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造については、平成三十四年

四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第三条　この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号イ、第二号イ、第三号及び第四号の液化石油ガス用継手金具付低圧ホースであつて、ホース部分が鋼線で補強されていないものが屋内で使用されている場合にあつては、なお従前の例によることができる。

第四条　この告示の施行の際、現に旧告示第十条第一号ロに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、第二号イに規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホース、同号ロに規定する塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）及び第四号に規定する両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いた末端ガス栓と燃焼器との接続については、平成三十四年四月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表　供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改　正　前	改　正　後
（圧力計の設置等） 第二条　規則第十八条第三号ワ及び規則第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一　圧力計は、日本工業規格Ｂ七五〇五―一アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。 二　圧力計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十四条第一項の認定事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定によりより定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行うった圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のものの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。 ２　規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に次の第一号から第四号までに掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一　構造及び材質は、当該バネ式安全弁を設ける貯槽内にある液化石油ガスの圧力及び温度並びに当該液化石油ガスによる腐しょくに耐え得るものであること。 二　次号に定めるバネ式安全弁に係る規定吹出し量は、式の算式により得られた所要吹出し量以上であること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。 $$W_1=\frac{2.56\times10^{8}S^{0.82}F+H}{L}$$ この式において、W_1、S、L、F及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。 W_1　一時間当たりの所要吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値 S　貯槽の外表面積（単位　平方メートル）の数値 L　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの一キログラム当たりの蒸発潜熱（単位　ジュール）の数値 F　全表面に七リットル毎平方メートル・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に十リットル毎平方メートル・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては〇・六、地盤面下に埋設した場合にあっては〇・三、その他の場合にあっては一・〇	（圧力計の設置等） 第二条　規則第十八条第三号ワ及び規則第五十三条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一　圧力計は、日本工業規格Ｂ七五〇五―一アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。 二　圧力計は、一年ごとに計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十四条第一項の登録事業者が同法第百三十五条第一項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第百四条第二項の規定によりより定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行うった圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のものの又は同法第七十二条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。 ２　規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に設けなければならないものとする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］

Ｈ　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値

イ　直射日光

(65－t)×a（m²：日光を受ける面積）

ロ　他の熱源

入熱量（J／m²・h）×a（m²：熱を受ける面積）

三　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るベネ式安全弁については、この限りでない。

$$W_2 = CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式においてK、P、A、W₂、C、T、M、K及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_2　規定吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値

Ｋ　表第一に示す吹出し係数の数値

Ｃ　表第二に示す数値

Ｐ　第四号に定める吹出し量決定圧力（単位　絶対圧力により表示されたメガパスカル）の数値

Ａ　吹出し面積（単位　平方センチメートル）の数値

Ｍ　液化石油ガスの分子量の数値

Ｔ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位　絶対温度）

Ｚ　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のＺは、一・〇とする。

表第一　［略］

［号を削る。］

表第一　［略］

表第二　［略］

図　［略］

［号を削る。］

四　吹出し量決定圧力は、許容圧力の一・二倍以下の圧力であること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るベネ式安全弁については、この限りでない。

（ガスメーターの機能）

第七条　規則第十八条第二十二号イの告示で定める機能を有するガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一　次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
四立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上三・〇立方メートル毎時以下	〇・九立方メートル毎時以上使用最大流量以下
四立方メートル毎時を超え四十立方メートル毎時以下	使用最大流量の一・二五倍	二・〇立方メートル毎時以上使用最大流量以下

二　継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が三立方メートル毎時未満のものに限る。）

三　〇・〇〇五立方メートル毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うも

の

（硬質管等の規格）

第八条　規則第四十四条第一号ルの告示で定める硬質管等の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　硬質管

イ　金属管の材料及び構造

(1)　材料は、鋼（耐食性のあるもの又は表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、鋳鉄（表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、銅、銅合金又はアルミニウム合金であること。

(2)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格B〇二〇三管用テーパねじの規格に適合するものであること。

ロ　金属フレキシブルホースの材料及び構造

(1)　可とう管部分に用いる材料は、ステンレス鋼又は銅合金であること。

(2)　可とう管部分は、長手方向に波形の断面形状を有し、かつ、容易に曲げることのできるものであること。

(3)　継手部分に用いる材料は、鋼、鋳鉄又は銅合金であること。

(4)　可とう管部分と継手部分とは、フレア接続又はろう付けにより確実に接合されていること。

(5)　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、イ(2)によること。

二　液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）別表第一第十五号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。

三　低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

イ　ホース部分は、次の(1)から(4)までによること。

(1)　耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。

(2)　十分な引張強さ及び可とう性を有するものであること。

(3)　内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。

(4)　外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。

ロ　継手部分の材料は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　鋼、銅合金、亜鉛合金、アルミニウム又は耐熱性、耐候性及び難燃性を有する合成樹脂であること。

(2)　液化石油ガスに侵されないものであること。

ハ　継手部分の構造は、次の(1)から(5)までによること。

(1)　形状及び寸法は、次の図又は高圧ガス保安協会基準KHS〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図　［略］

(2)　通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

(3)　プラグとソケットとの着脱は、円滑かつ確実にできるものであること。

(4)　プラグとソケットを接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

(5)　プラグ又はソケットは、これらを接続する燃焼器のソケット又はプラグ（接続具を含む。）から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するも

［条を削る。］

のであること。

ニ　ホース部分と継手部分との接合は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　かしめ等により堅固に接合されていること。

(2)　十分な耐圧性能及び気密性能を有するものであること。

四　ゴム管

イ　ゴム管（ロに掲げるものを除く。）の材料は、次の(1)から(3)までによること。

(1)　耐熱性及び難燃性を有するものであること。

(2)　前号イ(2)及び(4)によること。

(3)　内層は耐老化性を有し、かつ、液化石油ガスに侵されないものであること。

ロ　ゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

(1)　ホースの部分は、イによること。

(2)　継手部分は、前号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書２に掲げる接続部の図を除く。）によること。

(3)　ホース部分と継手部分との接合は、前号ニによること。

五　塩化ビニルホース

イ　塩化ビニルホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）材料及び構造

(1)　ホース部分は次の(ⅰ)から(ⅳ)までによること。

(ⅰ)　耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。

(ⅱ)　第三号イ(2)によること。

(ⅲ)　液化石油ガスに侵されないものであること。

(ⅳ)　踏圧に十分耐えるものであること。

(2)　継手部分は、第三号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書２に掲げる接続部の図を除く。）によること。

(3)　ホース部分と継手部分との接合は、第三号ニによること。

ロ　塩化ビニルホース（その両端がゴム継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

(1)　ホース部分は、イ(1)によること。

(2)　ゴム継手部分の材料は、次の(ⅰ)から(ⅲ)までによること。

(ⅰ)　耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。

(ⅱ)　十分な引張強さ及び適切な硬さを有するものであること。

(ⅲ)　液化石油ガスに侵されないものであること。

(3)　ゴム継手部分の構造は、次の(ⅰ)から(ⅲ)までによること。

(ⅰ)　形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図

［略］

(ⅱ)　末端ガス栓の出口側取付部又は燃焼器の取入部（以下「取付部等」という。）との着脱が確実にできるものであること。

(ⅲ)　取付部等と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

(4)　ホース部分とゴム継手部分との接合は、第三号ニによること。

六　接続具

イ　ねじ接続型接続具の材料及び構造

(1)　材料は、鋼又は銅合金であること。

(2)　パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。

(3)　管と接続する側の取付部の構造は、日本工業規格Ｂ〇二〇三管用テーパねじ又は日本工業規格Ｂ〇二〇七メートル細目ねじであること。

(4)　末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじにより締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

(5)　末端ガス栓又は燃焼器と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

(6)　通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

ロ　迅速継手型接続具の材料及び構造

(1)　材料は、第三号ロ(1)及び(2)によること。

(2)　管と接続する側の取付部の構造は、次の(ⅰ)から(ⅲ)によること。

(ⅰ)　形状及び寸法は、次の図1から図3までのいずれか又は高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図1～3　［略］

(ⅱ)　第三号ハ(3)及び(4)までによること。

(ⅲ)　プラグ（図3を除く。）は、ソケットを外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

(3)　末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじ等により締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

(4)　(2)及び(3)に規定するもののほか、迅速継手型接続具の構造は、イ(5)及び(6)によること。

ハ　過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造

(1)　材料は、第三号ロ(1)及び(2)によること。

(2)　管と接続する側の取付部の構造は、次の(ⅰ)から(ⅲ)によること。

(ⅰ)　形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図　［略］

(ⅱ)　プラグは、ソケットと円滑かつ確実に着脱できるものであること。

(ⅲ)　プラグは、ソケットと接続した状態において、接続部分が十分な気密性を有するものであること。

(3)　末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部の構造は、ロ(3)によること。

(4)　管を外した場合に液化石油ガスの圧力により液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

(5)　過流出安全機構が作動して液化石油ガスの流出が遮断された後、一定の操作により作動状態を解除し得る機構を有するものであること。

(6)　(2)から(5)までに規定するもののほか、過流出安全機構を内蔵する接続具の構造は、イ(5)及び(6)によること。

（末端ガス栓と燃焼器との接続方法）

第十条　規則第四十四条第一号ヲの告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。

一　末端ガス栓（過流出安全機構を内蔵するものを除く。）と末端ガス栓と燃焼器との接続方法）

第十条　規則第四十四条第一号ヲの告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。

一　末端ガス栓（次号に掲げるものを除く。）と移動式燃焼器

移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）（屋内で使用する場合にあつては、ホース部分が鋼線で補強されているものに限る。以下、この条において同じ。）を用いてねじにより接続されていること。

ハ　両端にねじ又迅速継手の付いた燃焼器用ホース（ホース部分が鋼線で補強されたものに限る。以下、この条において同じ。）を用いてねじ又は迅速継手により接続されていること。

二　末端ガス栓（過流出安全機構を内蔵するものを除く。）と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、次のイ又はロにより接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース、低圧ホース又は両端にねじ又迅速継手の付いた燃焼器用ホースを用いてねじにより接続されていること。

三　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ、ハ又は二により接続されていること。

イ　直接ねじにより接続されていること。

ロ　金属管、金属フレキシブルホース又は低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

ハ　両端にねじ又迅速継手の付いた燃焼器用ホースを用いてねじ又は迅速継手により接続されていること。

二　ゴム管を用いて接続され、接続部がホースバンドで締め付けられていること。

四　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と前条第一号に掲げる燃焼器以外の燃焼器とは、第二号のイ又はロにより接続されていること。

［号を削る。］

［号を削る。］

2　前項の方法による接続において金属管を用いて接続するときは、接続具を用いることができない。

とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

ロ　両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いて迅速継手により接続されていること。

ハ　直接ねじにより接続されていること。

［号を加える。］

二　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。

イ　金属管、金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いる場合にあつては、前号イ又はロにより接続されていること。

ロ　ゴム管（その両端に迅速継手の付いたものを除く。）又は塩化ビニルホース（その両端にゴム継手の付いたものに限る。）を用いる場合は、接続部がホースバンドで締め付けられていること。

ハ　直接ねじにより接続されていること。

［号の細目を加える。］

［号を加える。］

三　末端ガス栓と前二号の燃焼器以外の燃焼器とを接続する場合は、直接ねじにより接続され、又は金属管、金属フレキシブルホース若しくは液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。

四　金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースと末端ガス栓及び燃焼器とを接続する場合は、接続具（末端ガス栓に迅速継手型接続具を用いる場合は、プラグに限る。）を用いることができる。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第八十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条　バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）の一部を、別表により改正する。

第二条　前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表　バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改　正　後	改　正　前
（安全弁の設置等） 第三条　規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一～三　［略］ ［号を削る。］	（安全弁の設置等） 第三条　規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一～三　［略］ 四　次号に定めるベネ式安全弁の規定吹出し量は、次の算式により得られた所要吹出し量以上であること。 $$W_1=\frac{2.56\times10^{8}S^{0.82}F+H}{L}$$ この式において、W_1、S、L、F及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。 W_1　一時間当たりの所要吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値 S　バルク貯槽の外表面積（単位　平方メートル）の数値 L　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの一キログラム当たりの蒸発潜熱（単位　ジュール）の数値 F　地盤面上に設置した場合〇・八、地盤面下に埋設した場合〇・三、全表面に七リットル毎平方メートル・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に十リットル毎平方メートル・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては〇・六
［号を削る。］	H　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値 イ　直射日光 (65－t)×a（m^2…日光を受ける面積） ロ　他の熱源 入熱量（J／m^2・h）×a（m^2…熱を受ける面積） t　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度 五　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。 $$W_2=CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$ この式においてW_2、C、K、P、A、M、T及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 W_2　規定吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値 K　表第一に示す吹出し係数の数値 C　表第二に示す数値 P　第六号に定める吹出し量決定圧力（単位　絶対圧力により表示されたメガパスカル）の数値 A　吹出し面積（単位　平方センチメートル）の数値 M　液化石油ガスの分子量の数値 T　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位　絶対温度） Z　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のZは、一・〇とする。

表第一　［略］ 表第二　［略］ 図　［略］ ［号を削る。］	表第一　［略］ 表第二　［略］ 図　［略］ 六　吹出し量決定圧力は、当該安全弁を設置するベルク貯槽の設計圧力の一・二倍の圧力以下の圧力であること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

経済産業省

20170316 商局第 8 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成２９年３月３１日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官　住田　孝之

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（２０１４０９０１商局第３号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第３号）の一部改正　新旧対照表

○別添４　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第 36 条（供給設備の点検の方法）関係	**第 36 条（供給設備の点検の方法）関係**
１．第１項第１号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。	１．第１項第１号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。 また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第 18 条第９号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。 さらに、「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合にあっては毎月１回以上）」は、容器交換時とは別に月１回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。
２．液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第 18 条第９号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。	（新設）
３．腐しょくについては、例示基準第４１節で定める埋	（新設）

改　正　案	現　行
設管腐食測定器により腐しょく測定を行い、同第４１節で定める抵抗値以上の場合は「機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないもの」とみなすことができる。	
４．「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合にあっては毎月１回以上）」は、容器交換時とは別に月１回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。	（新設）
第 37 条（消費設備の調査の方法）関係	**第 37 条（消費設備の調査の方法）関係**
１．第１号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。 また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。	１．第１号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。 また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。
２．～４．（略）	２．～４．（略）
５．第３６条（供給設備の点検方法）関係３．の規定は、消費設備の調査の方法に準用する。	（新設）
第６６条（軽微な変更）関係	**第６６条（軽微な変更）関係**
第１号中「（同型式のものに限る。）」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第６５条の許可を申請する必	第１号中「（同型式のものに限る。）」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第６５条の許可を申請する必

改　正　案	現　行
要がある。また、第３号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第６４条の技術上の基準に係るもの以外であることはいうまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。	要がある。また、第２号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第６４条の技術上の基準に係るもの以外であることはいうまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。

経済産業省

20170316 商局第 9 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についてを次のように定める。

平成２９年３月３１日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官　住田　孝之

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についてを別紙のとおり制定する。

附　則

１．この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２．液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成１４年１２月２７日付け　平成 14・11・26 原院第６号による通達）は、廃止する。

（別紙）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

制定　平成２９年３月３１日　平成 20170316 商局第９号

１．総則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第１２条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第１４条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第１６条に規定する販売の方法の基準、規則第１８条、第１９条、第５３条及び第５４条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第４４条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。

２．設置許可及び完成検査の申請

（１）　貯蔵施設及び特定供給設備の詳細基準が例示基準に基づくときの設置許可及び完成検査の申請は、規則で定めるところによる。

（２）　上記（１）以外の申請は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

ただし、３．（４）の事前評価書を添付する場合にあっては、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ　設置許可又は完成検査において適用すべき詳細基準

ロ　当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

３．協会による事前評価

（１）　設置許可、完成検査等（以下「完成検査等」という。）について、協会による事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める詳細基準事前評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、完成検査等事前評価申請書を協会に提出するものとする。

（２）　完成検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付するものとする。

①　完成検査等において適用すべき詳細基準の案

②　①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を　立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

（３）　完成検査等に係る協会の事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる液石法関係詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）

を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準事前評価委員会規程」（以下「事前評価委員会規程」という。）に基づき事前評価を行う。

（４）　協会は、事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

４．例示基準の改正及び追加等

（１）　例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる液石法関係基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

（２）　基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係基準検討委員会要領」に基づき運営する。

（３）　基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準審査規程」に基づき、詳細基準作成者から申請のあった詳細基準が機能基準を満たすかどうかについて審査する。

（４）　例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

別添

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

この液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の技術基準の例示基準は、同法律施行規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に例示したものである。

なお、当該規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規定に適合するものと判断するものである。

１．警戒票（P.4）～４２．排気筒等の材料（P.82）

省　　略

４３．　圧力計及び許容圧力以下に戻す安全弁

規則関係条項　第１８条第３号ワ、第５３条第２号ヨ

１．圧力計は、日本工業規格Ｂ７５０５－１アネロイド型圧力計－第１部：ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。

２．　バネ式安全弁は、次の基準によるものとする。

（１）　構造及び材質は、当該バネ式安全弁を設ける貯槽内にある液化石油ガスの圧力及び温度並びに当該液化石油ガスによる腐しょくに耐え得るものであること。

（２）　次号に定めるバネ式安全弁に係る規定吹出し量は、式の算式により得られた所要吹出し量以上であること。ただし、昭和５５年３月３０日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

$$W_1 = \frac{2.56 \times 10^8 S^{0.82} F + H}{L}$$

この式において、W_1、Ｓ、Ｌ、Ｆ及びＨは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_1　１時間当たりの所要吹出し量（単位　ｋｇ/ｈ）の数値

Ｓ　貯槽の外表面積（単位　㎡）の数値

Ｌ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの１ｋｇ当たりの蒸発潜熱（単位Ｊ）の数値

Ｆ　全表面に７ℓ/㎡・ｍｉｎ以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に１０ℓ/㎡・ｍｉｎ以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては０．６、地盤面下に埋設した場合にあっては０．３、その他の場合にあっては１．０

Ｈ　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値

イ　直射日光

４１９０×１０(６５－ｔ)×ａ（㎡：日光を受ける面積）

ロ　他の熱源

入熱量（Ｊ／㎡・ｈ）×ａ（㎡：熱を受ける面積）

（３）　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。ただし、昭和５５年３月３０日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

$$W_2 = CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式においてＫ、Ｐ、Ａ、W_2、Ｃ、Ｔ、Ｍ、及びＺは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_2　規定吹出し量（単位　ｋｇ/ｈ）の数値

Ｋ　表第１に示す吹出し係数の数値

Ｃ　表第２に示す数値

Ｐ　２．（４）に定める吹出し量決定圧力（単位絶対圧力により表示されたＭＰａ）の数値

Ａ　吹出し面積（単位　㎠）の数値

Ｍ　液化石油ガスの分子量の数値

Ｔ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位　絶対温度）

Ｚ　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のＺは、１．０とする。

表第１

日本工業規格Ｂ８２２５に規定する方法又はそれと同等以上の方法による場合 次に掲げる（ｉ）又は（ⅱ）に、０．９を乗じた数値 （ｉ）　日本工業規格Ｂ８２２５安全弁－吹出し係数の測定方法に規定する方法によって算定される公称吹出し係数 （ⅱ）（ｉ）と同等以上の方法によって算定される係数
上欄に掲げる方法以外の方法による場合 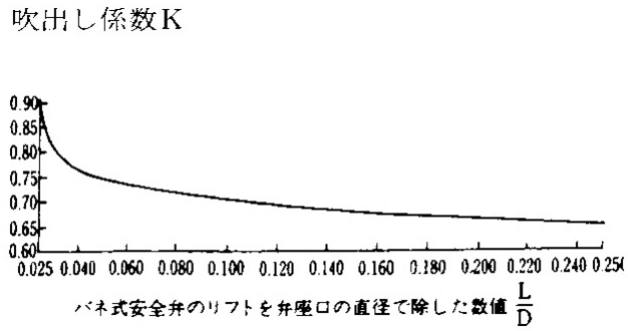   備考 １　Ｌは、バネ式安全弁のリフトの長さ（単位　ｍｍ）の数値 ２　Ｄは、弁座口の径（単位　ｍｍ）の数値 ３　弁座口の径がのど部の径の１．１５倍以上のものであって、弁が開いたときの弁座口のガスの通路の面積がのど部の面積の１．０５倍以上であり、かつ、弁の入口及び管台のガスの通路の面積がのど部の面積の１．７倍以上のものは、Ｋは０．７７７とする。

表第２

k	C	k	C	k	C	k	C	k	C
1.00	2380	1.16	2520	1.32	2650	1.48	2750	1.64	2850
1.02	2410	1.18	2540	1.34	2660	1.50	2760	1.66	2860
1.04	2420	1.20	2550	1.36	2680	1.52	2770	1.68	2870
1.06	2440	1.22	2570	1.38	2690	1.54	2790	1.70	2880
1.08	2460	1.24	2590	1.40	2700	1.56	2800	1.80	2940
1.10	2480	1.26	2600	1.42	2710	1.58	2810	1.90	2980
1.12	2490	1.28	2620	1.44	2720	1.60	2820	2.00	3030
1.14	2500	1.30	2630	1.46	2730	1.62	2830	2.20	3130

（注）（１）k は、断熱指数の数値

（２）k が中間の値をとるときは、補間法によりＣの値を求め小数点以下は切り捨てる。

図

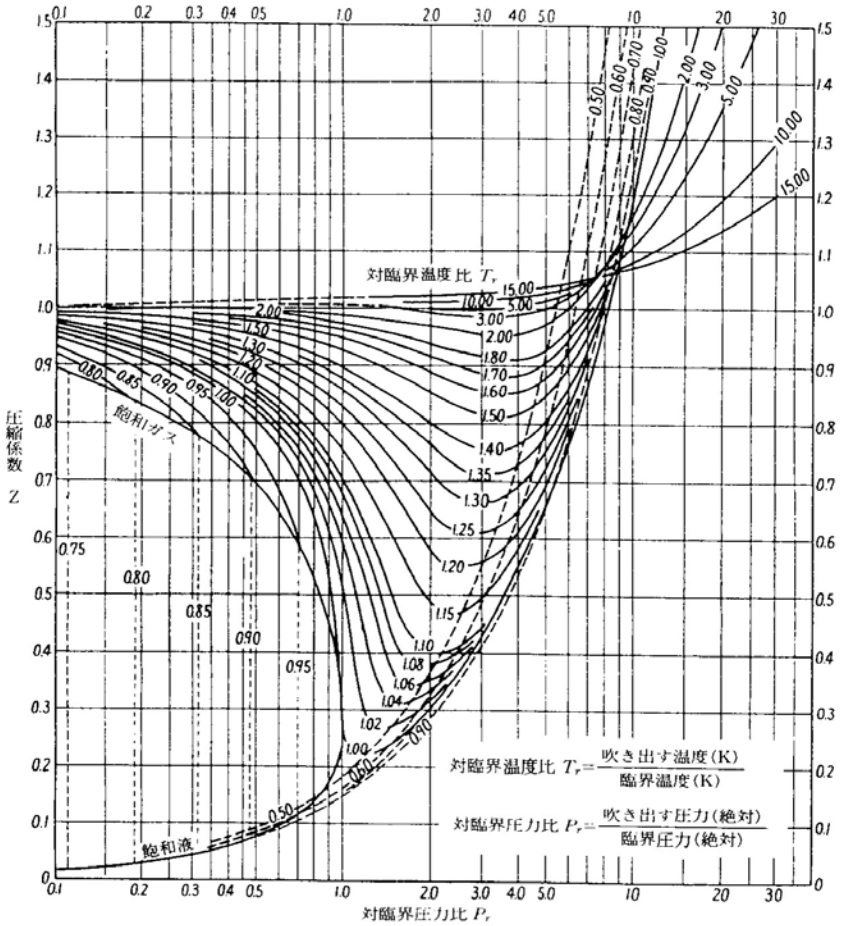

（４）　吹出し量決定圧力は、許容圧力の１．２倍以下の圧力であること。ただし、昭和５５年３月３０日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

４４．ガスメーターの機能

規則関係条項　第１８条第２２号イ、第４４条第２号イ（１２）（ｉ）

ガスメーターの機能は、次の基準のいずれかに該当するものとする。

１．ガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

（１）　次の表の左欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの

ガスメーターの使用最大流量	合計流量遮断ガス流量	増加流量遮断ガス流量
４㎥/ｈ以下	0.9 ㎥/ｈ以上 5.0 ㎥/ｈ以下	0.9 ㎥/ｈ以上 使用最大流量以下
４㎥/ｈを超え 40 ㎥/ｈ以下	使用最大流量の 1.25 倍	2.0 ㎥/ｈ以上 使用最大流量以下

（２）　継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が３㎥/ｈ未満のものに限る。）

（３）　０．００５㎥/ｈを超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの

２．ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。

（１）ＫＨＫＳ０７２６　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ⅱ型）基準

（２）ＫＨＫＳ０７２８　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｌ型）基準

（３）ＫＨＫＳ０７３３　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）基準

（４）ＫＨＫＳ０７３７　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（ＳＢ型）基準

（５）ＫＨＫＳ０７４１　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ型･ＥＢ型）基準

（６）ＫＨＫＳ０７４２　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ４型）基準

（７）ＫＨＫＳ０７４３　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｅ４型）基準

４５．末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造

規則関係条項　第４４条第１号ル

末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）、燃焼器用ホース及びゴム管の性能、並びにガス栓又は燃焼器と金属フレキシブルホース、低圧ホース、燃焼器用ホース又は迅速継手型接続具を接続したゴム管を接続する際に用いる接続具の材料及び構造は、次の基準によるものとする。

１．硬質管

（１）金属管の材料及び構造

①　材料は、鋼（耐食性のあるもの又は表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、鋳鉄（表面に耐食処理を施したものに限る。以下同じ。）、銅、銅合金又はアルミニウム合金であること。

②　末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格Ｂ０２０３管用テーパねじの規格に適合するものであること。

（２）金属フレキシブルホースの材料及び構造

①　可とう管部分に用いる材料は、ステンレス鋼又は銅合金であること。

②　可とう管部分は、長手方向に波形の断面形状を有し、かつ、容易に曲げることのできるものであること。

③　継手部分に用いる材料は、鋼、鋳鉄又は銅合金であること。

④　可とう管部分の両端に継手をフレア又はろう付けなどによって取り付けた構造であり、少なくとも一方に自在機構を有すること。

⑤　継手部分の構造は、次の（ⅰ）～（ⅳ）によること。

（ⅰ）　日本工業規格Ｂ０２０３に規定する管用テーパねじ

（ⅱ）　日本工業規格Ｂ０２０５―４に規定するメートル細目ねじ

（ⅲ）　日本工業規格Ｂ０２０８に規定するユニファイ細目ねじ

（ⅳ）　日本工業規格Ｋ６３５１図３に規定する管用テーパめねじユニオン継手又はおねじ先端部

２．低圧ホースの材料及び構造

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和４３年通商産業省令第２３号）別表第１第１５号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第３の技術上の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。ただし、屋内で使用する場合、ホース部分が鋼線で補強されているものに限る。

３．燃焼器用ホースの材料及び構造

（１）ホース部分は、次の①から⑤までによること。

①　耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。

②　十分な引張強さ及び可とう性を有するものであること。

③　鋼線により補強されているものであること。

④　内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。

⑤　外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。

（２）継手部分の材料は、次の①又は②のいずれか並びに③によること。

①　迅速継手は、鋼、銅合金、亜鉛合金又はアルミニウム、若しくは耐熱性、耐候性及び難燃性を有する合成樹脂であること。

②　ねじ継手は、鋼又は銅合金であること。

③　ゴム部品（ガスに触れる部分に限る。）は、液化石油ガスに侵されないものであること。

（３）継手部分の構造は、次の①から③のいずれかによること

①　次の（ｉ）から（ｖ）に定める基準に適合する迅速継手

（ｉ）　形状及び寸法は、高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ０７２１附属書２及び３に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

（ⅱ）　通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

（ⅲ）　プラグとソケットとの着脱は、円滑かつ確実にできるものであること。

（ⅳ）　プラグとソケットを接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

（ｖ）　プラグ又はソケットは、これらを接続する燃焼器のソケット又はプラグ（接続具を含む。）から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

②　日本工業規格Ｂ０２０３に規定する管用テーパねじ

③　日本工業規格Ｋ６３５１図３に規定する管用テーパめねじユニオン継手

（４）ホース部分と継手部分との接合は、次の①及び②によること。

①　かしめ等により堅固に接合されていること。

②　十分な耐圧性能及び気密性能を有するものであること。

４．ゴム管

ゴム管の材料は、次の①から③までによること。

①　耐熱性及び難燃性を有するものであること。

②　３．（１）②及び⑤によること。

③　内層は耐老化性を有し、かつ液化石油ガスに侵されないものであること。

５．接続具

（１）ねじ接続型接続具の材料及び構造

①　材料は、鋼又は銅合金であること。

②　パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。

③　末端ガス栓のゴム管口又は燃焼器のゴム管口と接続する取付部は、ねじにより締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

④　③以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の（ｉ）～（ⅳ）のいずれかによること。

（ｉ）　日本工業規格Ｂ０２０３に規定する管用テーパねじ

（ⅱ）　日本工業規格Ｂ０２０５―４に規定するメートル細目ねじ

（ⅲ）　日本工業規格Ｂ０２０８に規定するユニファイ細目ねじ

（ⅳ）　日本工業規格Ｋ６３５１図３に規定する管用テーパめねじユニオン継手又はおねじ先端部

⑤　末端ガス栓又は燃焼器と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

⑥　通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

（２）迅速継手型接続具の材料及び構造

①　材料は、３．（２）①及び③によること。

②　末端ガス栓のゴム管口又は燃焼器のゴム管口と接続する側の取付部は、ねじ等により締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

③　②以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の（ｉ）から（ⅳ）までによること。

（ｉ）　形状及び寸法は、高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ０７２１附属書２及び３並びにＫＨＫＳ０７０８附属書１に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

（ⅱ）　３．（３）（ⅲ）及び（ⅳ）によること。

（ⅲ）　プラグ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ０７２１附属書３に掲げる接続部の図を除く。）は、ソケットを外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

（ⅳ）　日本工業規格Ｂ０２０３に規定する管用テーパねじ

④　②及び③に規定するもののほか、迅速継手型接続具の構造は、（１）⑤及び⑥によること。

４６．バルク貯槽の許容圧力以下に戻す安全弁

規則関係条項　第１９条第３号ハ（１）

１．バネ式安全弁は、次の基準によるものとする。

（１）　安全弁は、バルク貯槽内にある液化石油ガスに侵されないものであること。

（２）　１．（３）に定めるバネ式安全弁の規定吹出し量は、次の算式により得られた所要吹出し量以上であること。

$$W_1 = \frac{2.56 \times 10^8 S^{0.82} F + H}{L}$$

この式において、W_1、Ｓ、Ｌ、Ｆ及びＨは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_1　１時間当たりの所要吹出し量（単位　ｋｇ/ｈ）の数値

Ｓ　バルク貯槽の外表面積（単位　㎡）の数値

Ｌ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの１ｋｇ当たりの蒸発潜熱（単位Ｊ）の数値

Ｆ　地盤面上に設置した場合０．８、地盤面下に埋設した場合０．３、全表面に７ℓ/㎡・ｍｉｎの水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に１０ ℓ/㎡・ｍｉｎ以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては０．６

Ｈ　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値

イ　直射日光

４１９０×１０(６５－ｔ)×ａ（㎡：日光を受ける面積）

ロ　他の熱源

入熱量（J／㎡･h）×a（㎡：熱を受ける面積）

ｔ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度

（３）規定吹出し量は、次の算式により計算すること。

$$W_2 = CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式において、W_2、Ｃ、Ｔ、Ｋ、Ｐ、Ａ、Ｍ及びＺは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_2　規定吹出し量（単位　kg/h）の数値

Ｋ　表第一に示す吹出し係数の数値

Ｃ　表第二に示す数値

Ｐ　１．（４）に定める吹出し量決定圧力（単位 絶対圧力により表示されたＭＰａ）の数値

Ａ　吹出し面積（単位　㎠）の数値

Ｍ　液化石油ガスの分子量の数値

Ｔ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位 絶対温度）

Ｚ　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のＺは、１．０とする。

表第１

日本工業規格Ｂ８２２５（１９９３）に規定する方法又はそれと同等以上の方法による場合 次に掲げる（ｉ）又は（ⅱ）に、０．９を乗じた数値 （ｉ）　日本工業規格Ｂ８２２５（１９９３）安全弁－吹出し係数の測定方法に規定する方法によって算定される公称吹出し係数 （ⅱ）（ｉ）と同等以上の方法によって算定される係数
上欄に掲げる方法以外の方法による場合 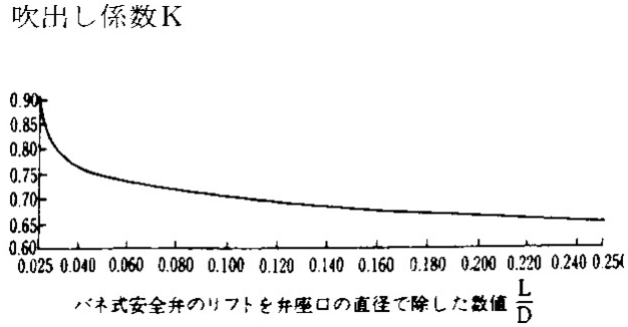   備考 １　Ｌは、バネ式安全弁のリフトの長さ（単位　ｍｍ）の数値 ２　Ｄは、弁座口の径（単位　ｍｍ）の数値 ３　弁座口の径がのど部の径の１．１５倍以上のものであって、弁が開いたときの弁座口のガスの通路の面積がのど部の面積の１．０５倍以上であり、かつ、弁の入口及び管台のガスの通路の面積がのど部の面積の１．７倍以上のものは、Ｋは０．７７７とする。

表第２

k	C	k	C	k	C	k	C	k	C
1.00	2380	1.16	2520	1.32	2650	1.48	2750	1.64	2850
1.02	2410	1.18	2540	1.34	2660	1.50	2760	1.66	2860
1.04	2420	1.20	2550	1.36	2680	1.52	2770	1.68	2870
1.06	2440	1.22	2570	1.38	2690	1.54	2790	1.70	2880
1.08	2460	1.24	2590	1.40	2700	1.56	2800	1.80	2940
1.10	2480	1.26	2600	1.42	2710	1.58	2810	1.90	2980
1.12	2490	1.28	2620	1.44	2720	1.60	2820	2.00	3030
1.14	2500	1.30	2630	1.46	2730	1.62	2830	2.20	3130

（注）（１）ｋは、断熱指数の数値

（２）ｋが中間の値をとるときは、補間法によりＣの値を求め小数点以下は切り捨てる。

図

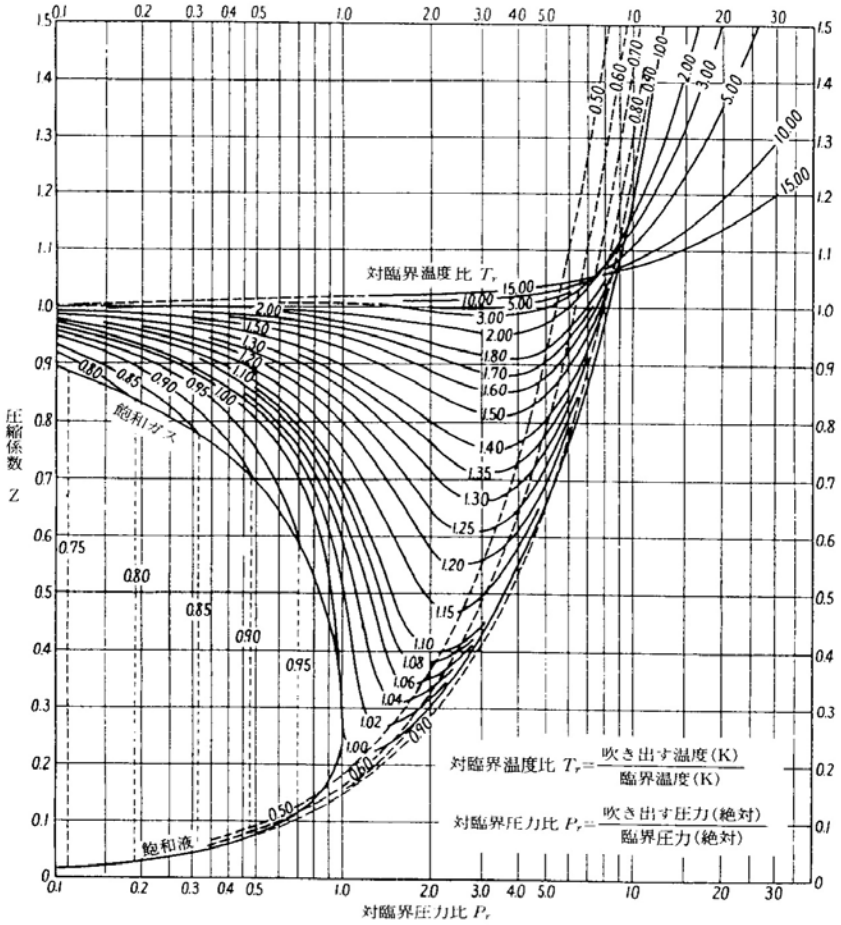

（４）吹出し量決定圧力は、当該安全弁を設置するバルク貯槽の設計圧力の１．２倍の圧力以下の圧力であること。

経済産業省

20170316 商局第 10 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についてを次のように定める。

平成２９年３月３１日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官　住田　孝之

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１０条及び第１１条の運用及び解釈について

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１０条及び第１１条の運用及び解釈についてを別紙のとおり制定する。

附　則

１．この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２．供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１１条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成９年４月１日付　平成９保安第２６号による通達）は、廃止する。

（別紙）

20170316商局第10号
平成２９年３月３１日

供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１０条及び第１１条の運用及び解釈について

上記の件については、下記のとおり定めたので、今後これにより運用してください。

なお、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第１１条の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法について（平成９年４月１日付　９保安第２６号）は廃止します。

記

第１０条関係

第１０条中「末端ガス栓」について、末端ガス栓と燃焼器との接続に用いる管等との組み合わせは、下表のとおりとする。

末端ガス栓の種類	燃焼器との接続に用いる管等の種類
可とう管ガス栓	・金属フレキシブルホース ・燃焼器用ホース（接続部がねじ継手のものに限る。） ・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（屋内で使用する場合は鋼線入りのものに限る。）
可とう管ガス栓（出口側接続部が回転するもの）	・使用しない（燃焼器に直接ねじ接続）
ホースガス栓（過流出安全機構を内蔵するものに限る。）	・ゴム管 ・燃焼器用ホース ・金属フレキシブルホース ・液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（屋内で使用する場合は鋼線入りのものに限る。）
ねじガス栓	・金属管

（備考）第１０条第２項第４号の接続具を使用した接続を含む。

２　第１０条第１号ハ中「直接ねじにより接続されていること。」とは、ガス栓の出口側接続部が回転する機構を有するガス栓により接続することをいう。

第１１条関係

燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法に関し、ホースガス栓のうち本体が箱内に収納されるボックス型ガス栓であって本体と入口側接続部が分離できるものについて、本体を交換する場合にあっては、接続部の構造及び寸法が同一であり、かつ、確実に接続できるものと交換するよう指導されたい。

ビデオ映像教材

「ヒヤリハット」の制作

概　　要

ナレーション台本

保安専門技術者養成講習
【ビデオ映像教材「ヒヤリハット」の制作】
概　要　書

１．趣旨

保安専門技術者養成講習等で用いるテキストである保安業務ガイド「ヒヤリハット」は、実際の保安業務のなかで生じた又は生じそうになった事例について教育的見地から再構築してまとめたもので、いずれも注意を怠ると大事故に繋がる可能性があり教訓となる事例を掲載している。

このうち、近年の事故の中から事故原因として散見されるものであって、当該事故原因と関連性の深い「ヒヤリハット」に掲載された事例についてビデオ映像を制作し、「ＬＰガス保安技術者向けＷｅｂサイト」のコンテンツとして掲載することによって、地域保安指導事業の講習を受講したＬＰガス販売事業者が実際の一般消費者先で行う周知活動に資することを目的とした。

２．ビデオ映像の概要

平成２９年度では、「こんろの着火不良によるガス漏洩」、「調理実習室におけるＣＯ中毒事故」の２件の事例について作成した他、平成１９年度に作成した「学習プログラム（埋設管の維持管理）」に掲載されている動画の一部を「他工事業者の配管損傷によるガス漏えい」のヒヤリハット用のコンテンツとして再構築した。

これらは、イラスト（アニメーション）によるビデオ映像を作成し、各々ナレーターによる解説を加えた。

（１）こんろの着火不良によるガス漏えい

家庭用厨房において主婦がこんろに点火しようと点火装置にて何度も試みるが、なかなか点火しないためにガスが漏洩し、ガス警報器が鳴動した事例から、こんろが点火しない場合の対応について周知する（別紙１参照）。

（２）調理実習室におけるＣＯ中毒事故

高校の調理実習室において業務用ガスオーブンを使用していたところ、生徒 13 名、教諭2名の計15名が中毒と診断された。実習中は空調を使用して窓を閉め切っており、当該実習室に設置された４つ換気扇の内２つを作動させていたものの、この換気扇はフィルターに目詰まりがあった。これら状況から給排気不良が原因と推定されることから、給排気の重要性、給排気設備のメンテナンスの必要性を周知する。（別紙２参照）

（３）他工事業者の配管損傷によるガス漏えい（学習プログラムからの抽出）

他工事事業者による掘削機械を使用した工事中にＬＰガス埋設管を損傷しＬＰガスが漏洩した事例から以下の対策を示す。

①他工事会社への周知→　工事中誤って埋設管を損傷しないように周知しておく

②表示→　埋設管の位置を明示する。

③消費者への周知→　埋設管の位置、事前連絡、他工事会社への注意など周知しておく

３．収録時間

各動画１～２分程度（合計約５分）

４．保安専門技術者等への配布方法

ＬＰガス保安技術者Ｗｅｂサイトの「専門技術者ページ」掲載し、同Ｗｅｂサイト、メールマガジン等により周知した。

５．主な仕様

5.1　ビデオは、当該映像データ等を「ＤＶＤビデオフォーマット型式」により電子媒体（ＤＶＤ）へ記録させたもので、日本国内向けに市販されるＤＶＤプレーヤー等において稼働、再生するビデオ信号型式とした。

5.2　当該ＤＶＤテキストは、上述電子媒体（ＤＶＤ）以外に、保安専門技術者向けＷｅｂサイト(http://www.lpgpro.go.jp)からの配信及び単独のパソコンでの稼働、再生が可能である電子データ型式（委細協議）の電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）を別途作成した。

以上

■ ヒヤリハット「こんろの着火不良によるガス漏えい」

2018年3月

image	narration/text
	「あら？点火しないわ…」 家庭用こんろの点火装置が故障したようです。 点火操作をくりかえしているうちに、、、、
	ガスが滞留してしまいました。 このときはガスもれ警報器がなり、 事故にはならずにすみました。
【テロップ】 どうすればよかったのでしょう？	では、家庭用こんろが点火しない時は、どうすれば良かったのでしょうか？
	オカシイと思ったら、無理に点火しようとせず、すぐにガス会社に連絡しましょう。
	気がつかないうちに、 ガスが滞留して、、、 もしかしたら こんなことになっていたかも？
	定期的な点検、修理、買い替えも大切です。

■ ヒヤリハット「調理実習室におけるCO中毒事故」

2018年3月

image	narration/text
	高等学校の調理実習中、業務用ガスオーブンを使用していたところ、 生徒13名と教師2名が倒れました。 原因は、CO中毒。
	実習中はエアコンを使用して窓を閉め切っており、換気扇を使っていたもののフィルターが目詰まりしていました。 このため給排気不良となり、業務用ガスオーブンが不完全燃焼を起こしCO中毒になってしまいました。
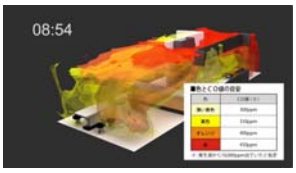	
	不完全燃焼で発生したCOは、温かい排ガスの上昇気流と一緒に天井付近を伝わって、 室内全体に広がり、冷やされて降りてきます。 換気が十分に行われないとCOを含む排ガスが室内に充満します。COは「無色・無臭」の ため気が付かないうちにCO中毒となり、 死に至る場合もあります。
	ガス機器を使用する際は、換気扇をまわして 排気すると同時に、窓を開けて給気することにより、 室内の空気を入れ替える「換気」が大切です。
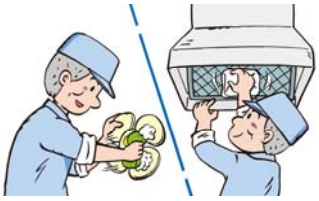	また、ガス機器の吸排気口の目詰まりや閉塞は、 不完全燃焼を引き起こし、COの発生原因になります。
	ガス機器や換気設備は、日頃から点検お手入れをしてください。 調理実習室には、CO中毒をふせぐため業務用 換気警報器を設置してください。